# 第4次 長岡市食育推進計画

- 令和6年度 ~ 令和10年度 -

令和6年<mark>3月 長 岡 市</mark>

#### はじめに

長岡市では、豊かな自然の恵みと、土地の風土を活かした食材や、この土地で暮らしてきた 多くの人々の知恵に支えられた食文化が大切に育まれてきました。

本市では、「食育基本法」に基づき、平成21年3月に「長岡市食育推進計画(第1次計画)」 を策定、平成26年3月には「長岡市食育基本条例」を制定しました。

その後も計画改訂を重ねながら、市民の皆様の食育への関心と理解を深め、誰もが健康で豊かな生活を送ることができるよう、総合的な推進を図ってまいりました。

令和4年度に実施した食育に関する市民アンケートでは、食育への関心や健康への意識は 高まっているものの、食事バランスの悪化や、野菜摂取量の不足がみられ、意識・関心と行動 が結びついていないという課題があることが分かりました。

また、近年では、感染症の影響で人との交流が控えられ、黙食が望まれる一方、農林水産省が示す研究結果からは、誰かと一緒に食卓を囲む「共食」が、人と人とのつながりや、子どもの健全な食習慣の形成において重要であることが報告されています。

このたび、ライフスタイルや価値観の多様化による新たな課題や、これまでの評価・検証を踏まえ、「第4次長岡市食育推進計画」を策定しました。

「第4次長岡市食育推進計画」では、「食で育む健やかな身体 豊かなこころ 未来へつなぐ 地域の活力」を基本理念に、若者・働く世代への活動強化やデジタル技術の活用など、新たな 視点での取り組みを加えました。食育が子どもから高齢者まであらゆる世代の日常生活の中 に浸透し、食を通した健康づくりが実践できるよう、今後も食に関わる団体の皆様とともに食育 推進活動に取り組んでまいります。

食育の推進は行政による施策の着実な推進はもとより、市民の皆様と関係団体、地域との 連携が何より重要となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました長岡市食育推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査へのご協力、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

長岡市長 磯田 達伸

### 目 次

第I	章	計画策定の基本事項
1	計画第	策定の趣旨
2	計画の	の位置づけ
3	計画期	期間 2
第2	章	第3次長岡市食育推進計画の成果と課題
1	長岡市	<b>市の現状3</b>
2	進捗	犬況と指標の達成状況8
3	評価と	<課題Ⅰ3
4	第4次	マ長岡市食育推進計画に向けて41
第3	章	第4次長岡市食育推進計画の策定
1	基本班	里念45
2	基本	方針と取組の柱45
3	新たな	⊋視点での取組46
4	施策の	か体系47
5	指標項	頁目一覧表49
6	各世色	代におけるめざす姿51
第4	·章	食育推進のための施策展開
1	家庭-	での推進53
•		保育園等での推進       55
		での推進
	-	こ配慮した食の循環の推進57
		*おかの食」の継承58
第5	草	計画の推進体制
1	計画の	の推進体制61
2	市民	及び関係者の役割61
3	計画の	D. 管理· 小 表 62

### 参考資料

- 1	計画策定の経過	63
2	委員名簿	64
3	長岡市食育基本条例	66
4	長岡市食育推進会議規則	7 I
5	食育基本法(平成十七年六月十七日法律六十三号)	72
6	食育に関する用語集	77
付約	<b>录</b>	
名	- 分野ごとの関連事業	80

#### 食育とは一

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるととも に、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を 実践することができる人間を育てること

(平成 17 年7月施行「食育基本法」前文抜粋)



### 計画策定の基本事項

### Ⅰ 計画策定の趣旨

食は命の源であり、私たちが生きるために食は欠かせません。また、私たちが健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

我が国の食をめぐる環境は大きく変化してきています。高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防といった課題に対して、栄養バランスに配慮した食生活の重要性が増しています。また、世帯構造の変化や便利な食事形態の拡大とともに、食に関する価値観や生活スタイルが多様化し、健全な食生活を実践することが困難であったり、古くから各地で育まれてきた伝統的な食文化が失われていくことも危惧されています。

こうした中、長岡市では、平成21年3月に長岡市食育推進計画(以後、「第1次計画」という。)、平成26年3月に「第2次長岡市食育推進計画」(以後、「第2次計画」という。)、同時期には「長岡市食育基本条例」、平成31年3月に「第3次長岡市食育推進計画」(以後、「第3次計画」という。)を策定し、当市の食育を総合的に推進してきました。

これまでの3次にわたる計画により、様々な主体による食育活動の広がりと食育への関心が高まる一方で、適正体重の割合の減少、食事のバランスや野菜摂取量の悪化といった実際の健康づくりのための行動へつながっていないという結果、高齢化や世帯構造の変化に伴う食育推進方法の工夫やその重要性の増大、地域の食育推進に関わる担い手の減少など、様々な課題が引き続き存在することから、多世代にわたって食育の取組を継続していくことが必要です。

このような状況に対応するため、第4次長岡市食育推進計画(以後、「本計画」という。)を策定します。本計画では、これらの課題や生活スタイルの変化に対応するとともに、市民一人ひとりが食育への関心を高め実践につなげること、さらに食を通して地域の伝統や文化、食材を知ることで、郷土への愛着を育み、地域の活性化へつながる食育活動が行えるよう総合的かつ計画的に食育を推進します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 | 8 条第 | 項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、 長岡市として今後の食育推進の方向性を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に 推進するための計画とします。

なお、本計画は、長岡市総合計画を上位計画とし、その他の関連する計画と整合性を図りながら実施するものです。

# 3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。計画期間中に社会状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。



# 第3次長岡市食育推進計画の成果と課題

### Ⅰ 長岡市の現状

#### (1)人口動態

令和2年国勢調査結果によると、本市の人口は 266,936 人となっています。男女別にみると、男性 131,011 人、女性 135,925 人となっており、女性が約5千人多くなっています。(図1)

しかし、本市の人口は、平成22年をピークとして減少に転じており、令和27年(2045年)の将来推計人口は減少することが見込まれています。さらに、高齢者(65歳以上)人口は令和27年でもあまり減少せず、高齢化率は高くなる見込みです。(図2)

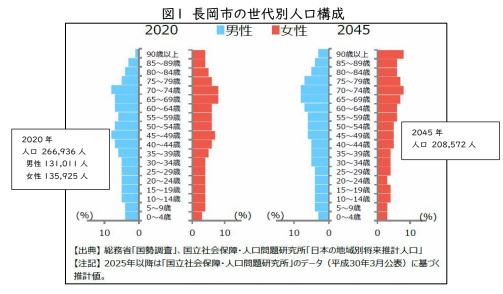


図2 長岡市の年齢3区分別人口推移



### (2)世帯数

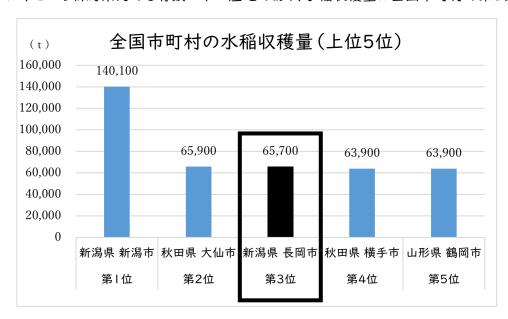
第2次計画評価時(平成29年)と第3次計画評価時(令和4年)で、長岡市の世帯数は増加しました。それに伴い、単身世帯も増加しています。

	世帯数	単身世帯数	単身世帯の割合(%)
平成29年8月1日	106,386	32,359	30.4%
令和 4年8月1日	110,008	37,556	34.1%

参考:長岡市 人口統計(月別·人口世帯数)

### (3) 食と農業

長岡市は米どころ新潟県内でも有数の米の産地であり、水稲収穫量は全国市町村で第3位です。



【出典】農林水産省;都道府県・市町村別ランキング「水稲収穫量(2022年)」 http://www.machimura.maff.go.jp/machi/



### <特別栽培米(\*)) >

長岡市では、米の作付面積全体の半分以上が特別栽培米を作付けしており、多くの特別栽培米が生産されています。

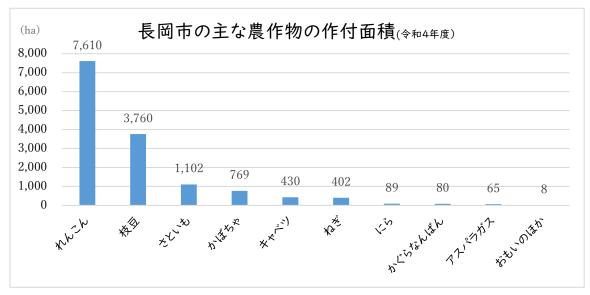
【長岡市令和4年度特別栽培米作付実績】

特別栽培米作付面積	市全体の米作付面積	特別栽培米作付割合
(A)	(B)	A÷B(%)
6,590.9 ha	12,638.8 ha	52.1%

#### <特徴的な農作物等>

長岡市ではその豊かな風土と気候を生かした農作物を栽培しています。

中之島地域の「大ロレンコン」は真っ白な切りロとシャキシャキした歯ざわりが自慢の全国有数のブランドです。また、新潟県は枝豆の作付面積が全国 I 位であり、中でも長岡市では、"越ーナ"や"着豆"など多彩な品種を栽培しています。



【出典】管内 JA 取扱実績





(\*1): 計画書巻末 参考資料「6食育に関する用語集」に用語の意味を掲載しております。

#### (4)食品ロス

長岡市では、令和5年5月に、生ごみと燃やすごみの組成調査を実施し、家庭系食品ロス量の割合を把握しました。

その結果と、令和3年度のごみ排出量の実績から家庭系食品ロス(\*2)量は約3,474 t と推計され、年間一人当たりの家庭系食品ロス量は 13.14 kgと、国の 19.59 kg、県の 21 kgより少ない状況です。(県の数値は平成30年度)

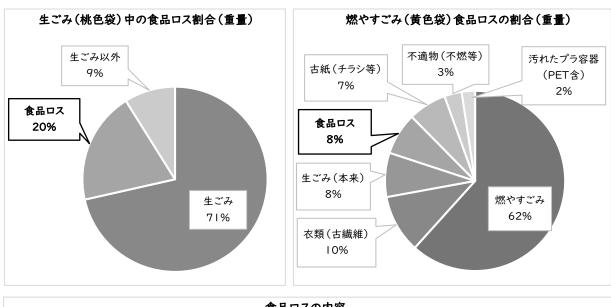
#### <組成調査の結果>

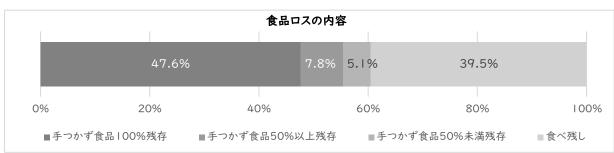
期 間:令和5年5月9日~5月12日

試料数:679袋

試料重量:1,636.55 kg

家庭系食品ロス量の割合は、<u>生ごみ中 20%、燃やすごみ中8%</u> そのうち、手つかず食品 (100%残存) は 47.6%、食べ残しは 39.5%でした。





【出典】長岡市食品ロス削減推進計画

※手つかず食品とは、賞味期限切れ等により料理の食材として、使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されず に直接廃棄されたもの(家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書参照)

<sup>(\*2):</sup> 計画書巻末 参考資料「6 食育に関する用語集」に用語の意味を掲載しております。







【出典】長岡市食品ロス削減推進計画

### 2 進捗状況と指標の達成状況

### (1) 指標項目の評価基準

長岡市の現状に沿って施策を見直し、さらに効果的な食育を推進するため、第3次計画の計画期間5年間の取組について、指標項目の達成度で評価しました。

#### 【評価方法】

評価は、食育推進計画評価のための「食育に関するアンケート調査」と食育推進関連事業の実施状況等による、第3次計画策定時(平成29年度)の値と評価時の値を比較し、以下のとおり評価しました。

判定区分	評価の基準
А	目標達成した
В	目標達成していないが改善した
С	変化なし
D	悪化した

### (2)指標項目一覧表

#### 重点目標 健全な食生活の実践

指標項目		3次計画第 (平成 29		目標値	評価時値(令和4年度)	評価
	幼児		67.8%	80.0%	66.8%	С
食事のあいさつをする割合	小中高	5生	75.4%	80.0%	73.9%	С
	成人		51.1%	60.0%	52.8%	С
お手伝いをする子どもの数	幼児		91.2%	現状維持	87.5%	Α
(子どもにお手伝いしてもらっている人の	小中高	5生	85.6%	90.0%	88.8%	В
割合)	成人		73.1%	75.0%	71.9%	С
→ ↑ → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	幼児		32.0%	50.0%	28.5%	С
主食・主菜・副菜のそろった朝食を毎日食   べている市民の割合	小中高	5生	31.7%	50.0%	29.7%	С
	成人		42.2%	50.0%	35.2%	D
生活習慣病(*3)の予防や改善のために、普段から適正体重(*4)の維持や減塩等に気を付けた食生活を実践する市民の割合			53.5%	60.0%	62.8%	А
	幼児		95.7%	95%以上	93.5%	D
適正体重の市民の割合	小中高生		90.7%	95%以上	89.3%	D
	成	男性	68.4%	80.0%	67.6%	С
	人	女性	69.6%	80.0%	68.0%	D
	幼児		85.5%	90.0%	86.9%	С
1日2回以上野菜を摂取している人の割合	小中高	5生	85.5%	90.0%	83.9%	С
	成人		81.0%	90.0%	75.5%	D
	幼児		94.3%	現状維持	97.2%	Α
家族で食事をしている市民の割合	小中高	5生	80.3%	85.0%	83.7%	В
	成人		72.7%	70.0%	72.2%	Α
「長岡ぴったり3・1・2弁当箱法」を知って	小中高	5生	35.8%	50.0%	28.8%	D
いる市民の割合 成人では R4 年度アンケート調査において関連する 質問項目の変更により未判定	成人		23.7%	50.0%		
「食事バランスガイド」や「長岡ぴったり3・ 1・2弁当箱法」等を参考にしている市民の割合 成人ではR4年度アンケート調査において関連する質問項目の変更により未判定			21.0%	50.0%	_	_
ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の 割合			52.0%	60.0%	63.9%	Α

<sup>(\*3) (\*4) :</sup> 計画書巻末 参考資料「6 食育に関する用語集」に用語の意味を掲載しております。

#### 重点目標 長岡の食文化の継承

指標項目	第3次計画策定時値 (平成29年度)		目標値	評価時値 (令和4年度)	評価
学校給食における地場産物を使用する割合		15.4%	15.0%	16.9%	А
普段の食事に郷土料理(*5) や長岡野菜を取り入れるようにしている市民の割合成人では R4 年度アンケート調査において関連する質問項目の変更により未判定		66.7%	70.0%		_
	幼児	93.3%	現状維持	92.2%	Α
米飯を主食とする食事の割合	小中高生	95.0%	現状維持	92.6%	D
	成人	81.9%	現状維持	69.2%	D
ながおか地産地消推進店(ばくばくさんの店) (*6)の数 集計の分母となる数が想定できないため未判定		105店	増加	100店	_

#### 重点目標 食育活動を支える環境づくり

指標項目		可策定時値 9年度)	目標値	評価時値(令和4年度)	評価
食育に関心がある市民の割合		72.3%	80.0%	80.8%	Α
食育推進活動(*7)に参加している市民の割合		5.6%	増加	8.4%	Α
食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員の数) 集計の分母となる数が想定できないため未判定		659人	現状維持	503人	_
	幼児	79.5%	80.0%	79.7%	С
保育園等・学校やコミュニティセンター等での 食育活動の参加の割合	小中高生	67.9%	80.0%	76.6%	В
及目心乳の参加の割口	成人	24.2%	30.0%	35.0%	Α

### (3)指標項目の評価

第3次計画の指標18(世代別合わせて全36)項目について、計画策定時と最新値を比較したところ、目標達成は10項目、改善が見られたものが3項目で全体の36%でした。悪化したものは8項目で22%でした。

重点項目で比較すると、「健全な食生活での実践」で悪化した項目が多く、「食育活動を支える環境づくり」で改善した項目が多くありました。

<sup>(\*5) (\*6) (\*7) :</sup> 計画書巻末 参考資料「6 食育に関する用語集」に用語の意味を掲載しております。

評価	指標項目	項目数	割合
A:目標達成した	重点目標:健全な食生活の実践 ○お手伝いする子どもの割合(幼児) ○生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する市民の割合 ○家族で食事をしている市民の割合(幼児・20歳以上) ○ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の割合  重点目標:長岡の食文化の継承 ○学校給食における地場産物を使用する割合(重量ベース) ○米飯を主食とする食事の割合(幼児)  重点目標:食育活動を支える環境づくり ○食育に関心がある市民の割合 ○食育活動に参加している市民の割合	10	27.8%
B:改善した	○保育園等・学校やコミュニティセンター等での食育活動の参加の割合(20歳以上)  重点目標:健全な食生活の実践 ○お手伝いをする子どもの割合(小中高生) ○家族で食事をしている市民の割合(小中高生)  重点目標:食育活動を支える環境づくり ○保育園等・学校やコミュニティセンター等での食育活動の参加の割合(小中校生)	3	8.3%
C:変化なし	重点目標:健全な食生活の実践  ○食事のあいさつをする人の割合(幼児・小中高生・20歳以上) ○子どもにお手伝いをしてもらっている人の割合(20歳以上) ○主食・主菜・副菜のそろった朝食を毎日食べている人の割合(幼児・小中高生) ○適正体重の市民の割合(20歳以上:男性) ○1日2回以上野菜を摂取している人の割合(幼児・小中高生)  重点目標:食育活動を支える環境づくり ○保育園等・学校やコミュニティセンター等での食育活動の参加の割合(幼児)	10	27.8%

評価	指標項目	項目数	割合
D:悪化した	重点目標:健全な食生活の実践  ○主食・主菜・副菜のそろった朝食を毎日食べている人の割合(20歳以上) ○適正体重の市民の割合(幼児・小中高・20歳以上:女性) ○1日2回以上野菜を摂取している人の割合(20歳以上) ○「長岡ぴったり3・1・2弁当箱法」を知っている市民の割合(小中高生)  重点目標:長岡の食文化の継承 ○米飯を主食とする食事の割合(小中高生・20歳以上)	8	22.2%
未判定	重点目標:健全な食生活の実践 ○「長岡ぴったり3・1・2 弁当箱法」を知っている市民の割合(20歳以上) ○「食事バランスガイド」や「長岡ぴったり3・1・2 弁当箱法」等を参考にしている市民の割合  重点目標:長岡の食文化の継承 ○普段の食事に郷土料理や長岡野菜を取り入れるようにしている市民の割合 ○ながおか地産地消推進店(ばくばくさんの店)の数  重点目標:食育活動を支える環境づくり ○食育の推進に関わるボランティアの数(食生活改善推進委員の数)	5	13.9%

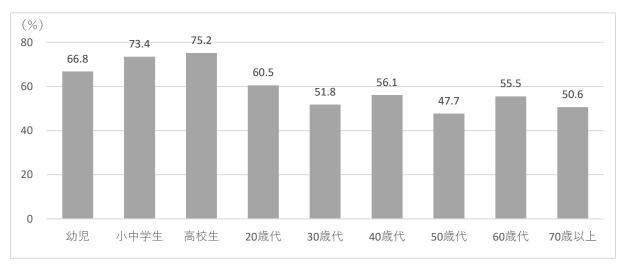
### 3 評価と課題

#### (1)重点目標ごとの成果と課題

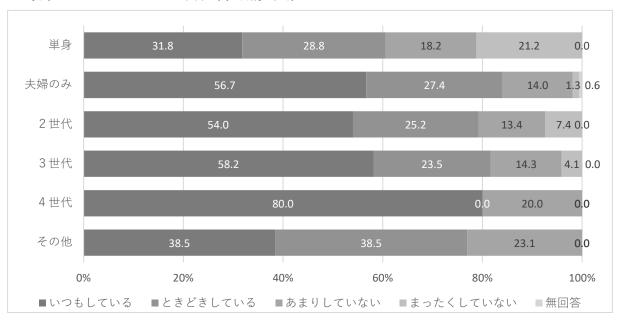
### 重点目標 健全な食生活の実践

#### 指標項目 食事のあいさつをする人の割合

#### ○ 食事のあいさつをする人の割合(年齢別)

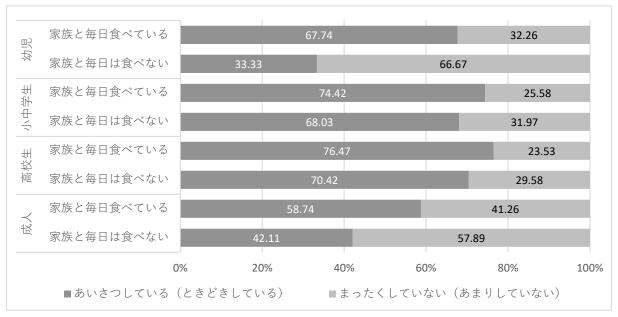


#### ○ 食事のあいさつをする人の割合(家族構成別)



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### ○ 食事のあいさつをする人 × 家族で食事をする人



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

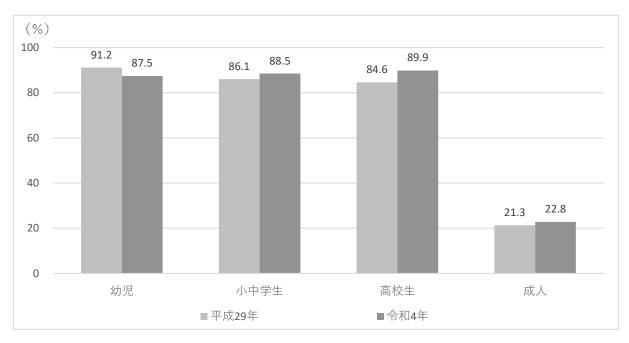
#### [考察]

食事のあいさつをする割合は、第 | 次計画策定当初と比べると減っています。食事のあいさつは食生活にメリハリをつけ、規則正しい食習慣を身につけられる効果があるほか、食への感謝の気持ちや日本の食文化の継承にもつながります。しかし、特に単身世帯など | 人で食事をするときは、あいさつをする人が少ない結果となったことから、誰かと一緒に食べる機会を増やすなど、地域を巻き込んだ取組が大切となってきます。反対に、成人でも家族で食事をしている人は、あいさつもしている傾向があり、誰かと一緒に食事をすることが大切であることがわかります。

園児や小中高生では、家族と食事をするかどうかに関わらず、個人で習慣になっており、園児よりも小中高生の方が食事のあいさつをする割合が高いことから、成長とともに良い食習慣が形成されていると考えられます。

### 指標項目 お手伝いをする人の割合(子どもにお手伝いをしてもらっている割合)

○ お手伝いをする人の割合(平成29年との比較)



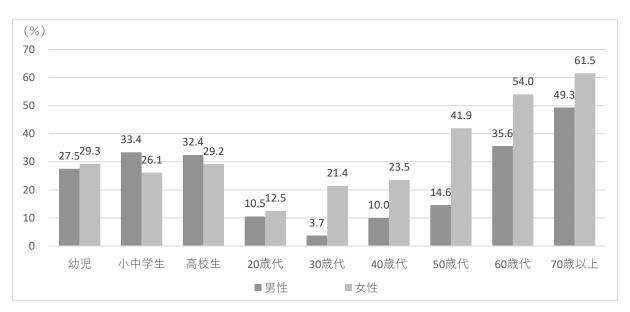
【出典】平成29年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

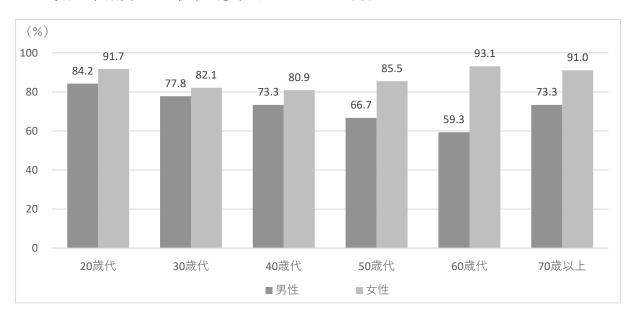
第1次計画策定当初よりも、小中高生のお手伝いをする割合は増加しており、取組の効果が出ているものと思われます。家族で食事をすることも増えているため、家庭内でのコミュニケーションのひとつとしてお手伝いの幅を広げ、今後も推進していきます。

### 指標項目 主食・主菜・副菜のそろった朝食を毎日食べている市民の割合

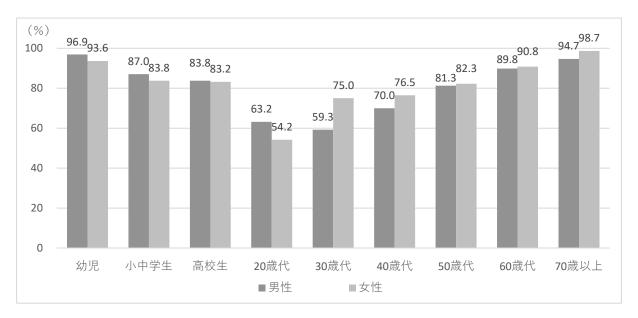
#### ○ 主食、主菜、副菜のそろった朝食を毎日食べている人の割合



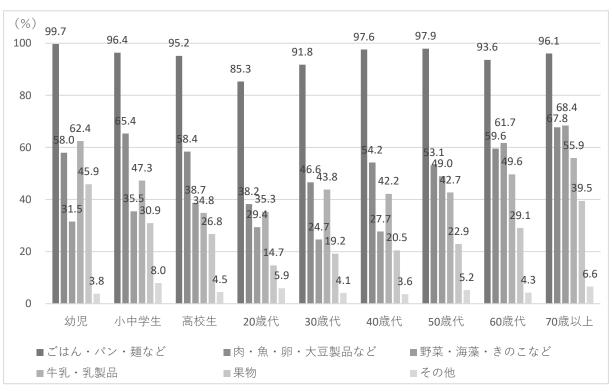
#### ○ 主食、主菜、副菜という言葉も意味も知っている人の割合



#### ○ 朝ごはんをほぼ毎日食べている人の割合



#### ○ 朝ごはんはどんなものを食べていますか



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

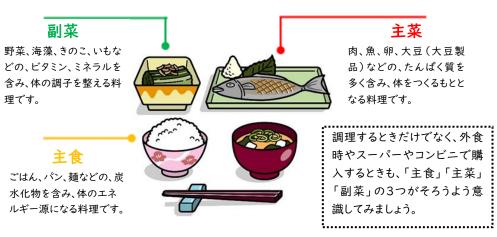
#### [考察]

成人では若い世代ほど、朝食の欠食が多く、小中学生でも毎日朝食を食べていない子がいることがわかりました。しかし、園児では朝食の欠食がほぼいないことから、若い世代でも幼いこどもがいる親世代は食育に関心が高いと考えられます。朝食は | 日の活力の源であることからも、全ての年代において、朝食を食べる健康的な食習慣づくりを継続していけるような取組が重要です。



#### 主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスのよい食事

必要な栄養素を過不足なく摂取するには、いろいろな食べ物をバランスよく食べることが必要です。食事の際に「主食」「主菜」「副菜」の3つを組み合わせた食生活は、生活習慣病予防にも関係しています。さらに、「主食」「主菜」「副菜」を組み合わせることを意識すると、栄養面のほかに見た目も彩り豊かになり、食事を楽しむことにもつながります。



出典:長岡市「食育に関するアンケート調査(令和4年8月実施)」

#### 「朝ごはん」は | 日の元気スイッチ!

朝ごはんには、夜に眠って身体が休まり、下がった体温をもとに戻す働きがあります。朝 ごはんを食べないと、脳にエネルギーが行き届かず集中力が欠けたり、仕事や勉強の効 率が悪くなってしまいます。

活力ある1日のスタートのために、朝ごはんを食べましょう!

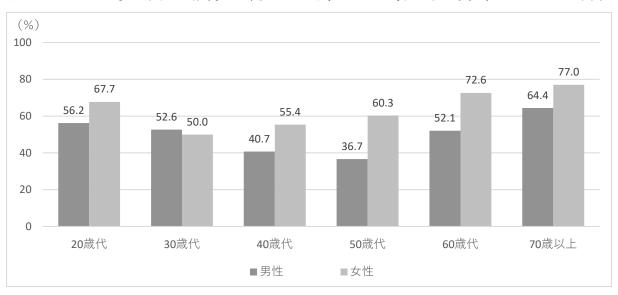




健康増進課作成リーフレット:「目覚ましウォッチ 朝ごはん大作戦!」

### 指標項目 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に 気を付けた食生活を実践する市民の割合

○ ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践している人の割合



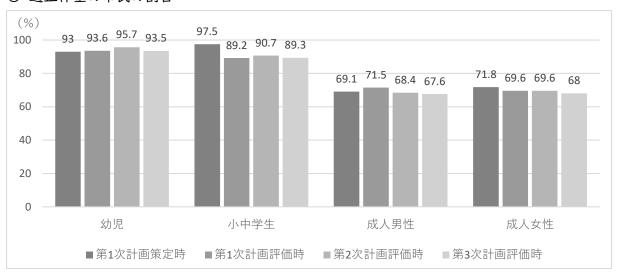
【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

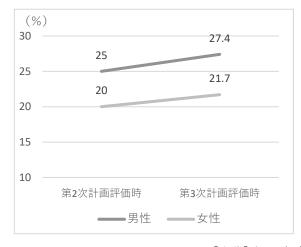
前評価時から増加しており、健康意識が向上しています。新型コロナ感染症の影響により改めて健康への関心が高くなったことから、今後は健康志向が継続するような働きかけの展開が必要です。

### 指標項目 適正体重の市民の割合

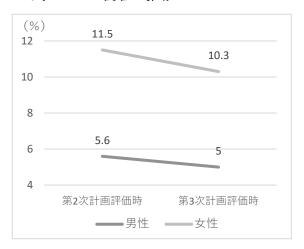
#### ○ 適正体重の市民の割合



#### ○ 成人の肥満割合の推移



#### ○成人のやせ割合の推移



【出典】令和3年度新潟県小児肥満等発育調查(新潟県市町村栄養士協議会) 令和2年度長岡市学校保健安全等統計資料 平成28年度長岡市特定健康診査結果 令和2年度長岡市特定健康診査結果

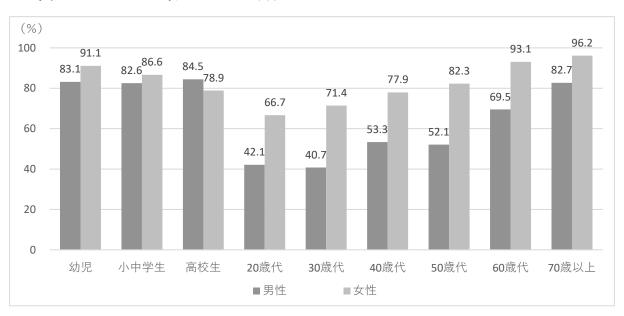
#### [考察]

小中学生では、肥満の割合に対しやせの割合が少ない状況です。成人の女性に関しては、やせの割合の増加傾向がみられます。

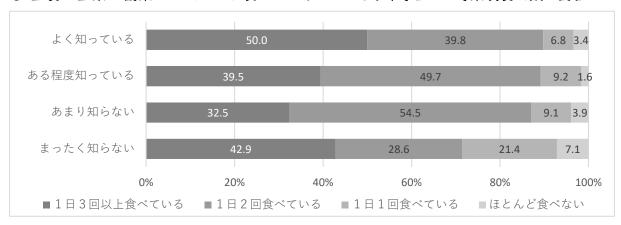
望ましい食生活や生活習慣を送ることにより、適正体重に近づくことから、今後も継続して自身の適正体重の理解を促すことや、間違った食生活(食べ過ぎ、偏り、間食の在り方等)や生活習慣(運動不足等)に関する適切な情報提供や、実践につながるような働きかけ等の取組を進めることが重要です。

#### 指標項目 1日2回以上野菜を摂取している人の割合

#### ○ 野菜を | 日に2回以上食べている人の割合



#### ○ 主食3:主菜1:副菜2のバランスが良いことを知っている小中学生 × 野菜喫食回数の割合



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

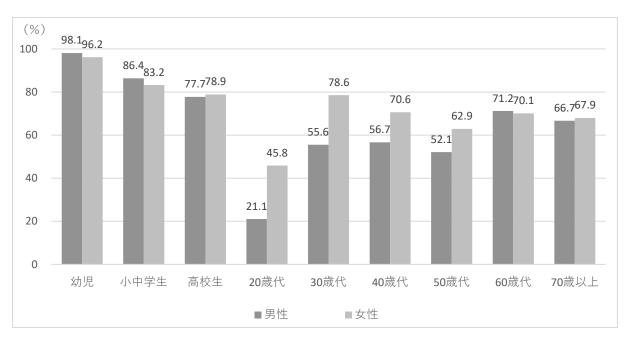
市民の野菜摂取に関する意識は十分高い結果となっていますが、若い世代で1日2回以上野菜を 摂取する割合が少ない状況にあります。

長岡市では令和4年度、学校給食の献立をスーパーマーケットで販売し、市民へ広く野菜摂取の 増加や健康的な食事の啓発を推進しました。今後も若い世代への健康的な食習慣づくりの啓発につ ながる取組の工夫が必要です。

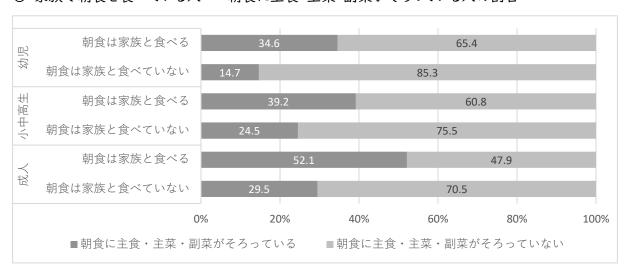
また、主食3:主菜1:副菜2のバランスが良いことを知っている小中学生は1日に2回以上野菜を 食べていることがわかり、園や学校での食育指導の成果が出ていると思われます。

### 指標項目 家族で食事をしている市民の割合

#### ○ 家族と一緒に食事をしている人の割合



#### ○ 家族で朝食を食べている人 × 朝食に主食・主菜・副菜がそろっている人の割合



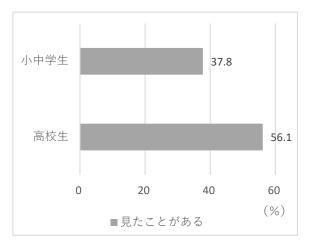
【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

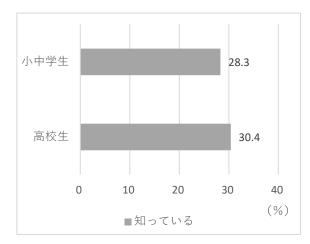
#### [考察]

家族で食事をする市民の割合は増加しました。長岡市は国と比較しても家族で食事をする割合が高くなっています。食卓でのコミュニケーションの増加に伴い、食へ関心が向けられ、食事のあいさつをする割合や、バランスの良い食事へつながっていることがわかります。

### 指標項目「長岡ぴったり3・1・2弁当箱法」を知っている市民の割合

- ○「長岡ぴったり3・1・2弁当箱法」を見たことがある人の割合
- ○「長岡ぴったり3・1・2弁当箱法」の内容を知っている人の割合





【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

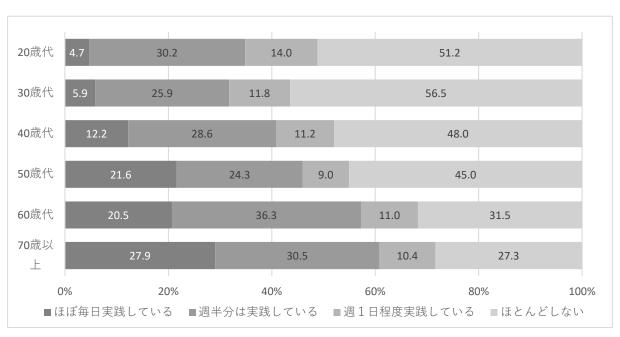
#### [考察]

小中高生では減少しました。成人では令和4年度評価アンケートの内容を変更したため評価はできませんでした。

広く市民へ普及するために市内スーパーマーケットと協働して実施した「長岡ぴったり 3・1・2 弁 当箱商品化」は、拡充することが難しく、周知へつながらなかったと考えられます。

### 指標項目 「食事バランスガイド」や「長岡ぴったり3・1・2弁当箱法」等を 参考にしている市民の割合

○「3・1・2弁当箱法」や「食事バランスガイド」を参考にした食生活を実践している人の割合



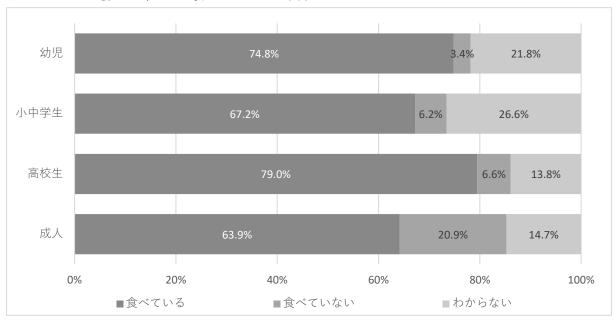
【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

令和4年度評価アンケートの内容変更により以前との比較はできませんでしたが、今回のアンケート結果から、成人の中でも年齢層が高くなるほど、食事に取り入れている割合は上がっています。

### 指標項目 よく噛んで味わって食べる市民の割合

#### ○ ゆっくりよく噛んで味わって食べている人の割合



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

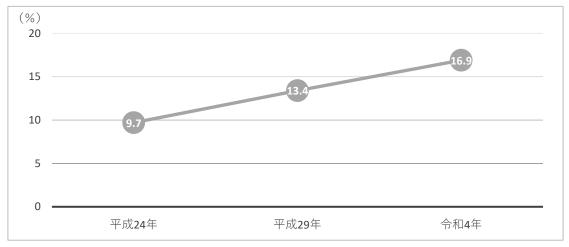
#### [考察]

成人で増加し、目標を達成しました。また、県や国と比較しても高い割合となっています。生活スタイルの変化に伴い、食事時間が十分に取れるようになった可能性が考えられます。

### 重点目標 長岡の食文化の継承

#### 指標項目 学校給食における地場産物を使用する割合(重量ベース)

#### ○ 学校給食における地場産物を使用する割合



【出典】学校給食における地場産物の使用量集計表(平成 24 年度) 学校給食における地場産物の使用量集計表(平成 29 年度) 学校給食における地場産物の使用量集計表(令和4年度)

#### [考察]

第1次計画策定当初から増加しています。関係課及び関係団体から協力をいただき、学校給食で地場産食材を使用できる取組の効果であると思われます。この調査は、新潟県や国では金額ベースの使用割合であるため、直接比較はできません。

近年の物価高騰により、地場産食材の利用拡大が難しくなってきています。

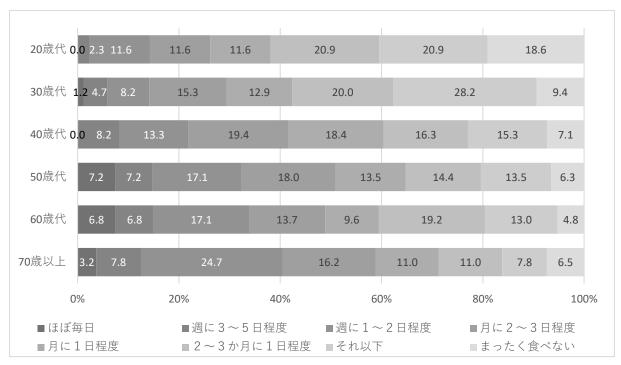
今後も継続して保育園等や小中学校での食育指導や体験を活用したり、生産者との交流を通じて身近な食材や地域の特性を学ぶ機会を増やすことが重要です。



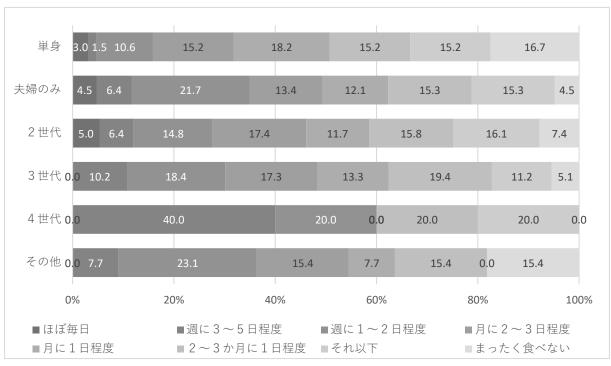
地元の食材を使った学校給食

#### 指標項目 普段の食事に郷土料理や長岡野菜を取り入れるようにしている市民の割合

#### ○ 地域の郷土料理や伝統料理を食べている頻度(年代別)

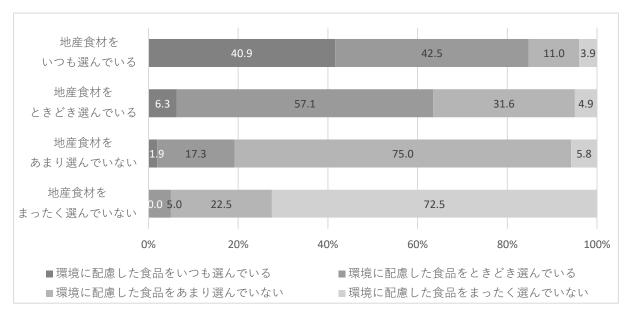


#### ○ 地域の郷土料理や伝統料理を食べている頻度(世帯別)

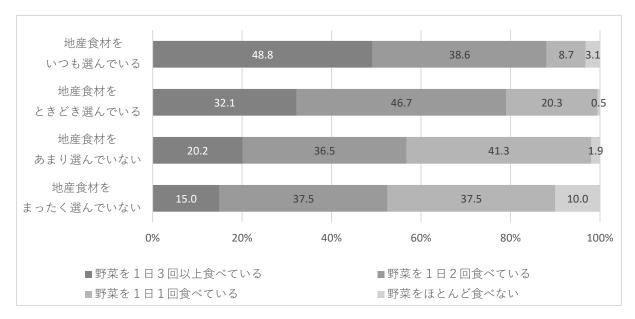


【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### ○ 身近な食材(地産食材)を選ぶ × 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合



#### ○ 身近な食材 (地産食材) を選ぶ × 野菜を食べている人の割合



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

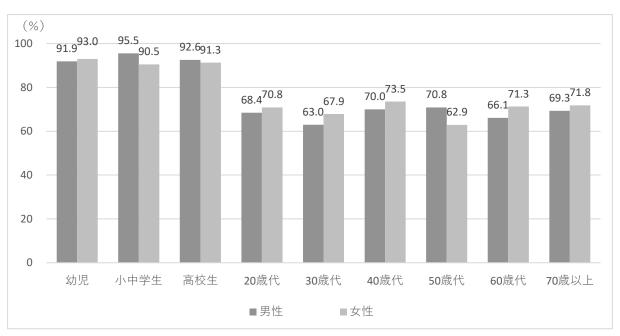
#### [考察]

令和4年度の評価アンケートの内容変更により以前との比較はできませんでしたが、今回の調査 結果からは、年齢層が高くなるほど「地域の郷土料理や伝統料理」を取り入れている割合は増加しています。

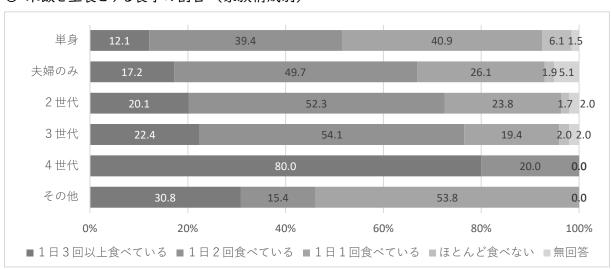
また、クロス集計の結果からは、郷土料理や伝統料理を受け継いでいる人は、身近な食材や環境に配慮した食材を選ぶ傾向がありました。同様に、I 日2回以上野菜料理を食べる人も受け継いでいる傾向があります。このことから、地域の料理を広めることは、地域の食材や料理への関心、さらには健康づくりへもつながっていく重要な食育と考えられます。

# 指標項目 米飯を主食とする食事の割合

#### ○ 米飯を主食とする食事の割合

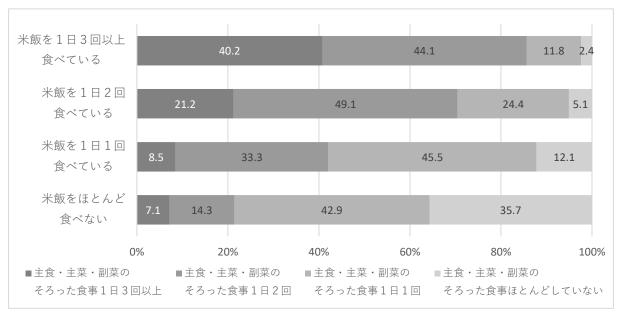


#### ○ 米飯を主食とする食事の割合 (家族構成別)



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### ○ 米飯を主食とする食事 × 主食、主菜、副菜のそろった食事の割合



【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

成人では米飯を主食とする回数が減少しました。世代による格差はありませんが、世帯構造が大きいほど米飯を主食とする割合が高いことがわかります。

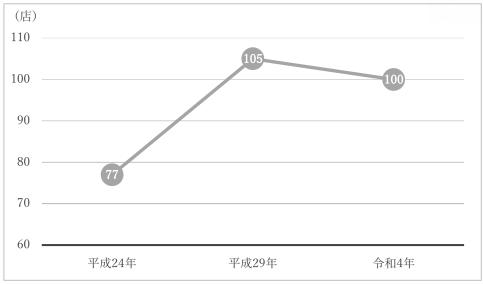
クロス集計結果からは、食事の主食に米飯を食べている人は、主食・主菜・副菜のそろった食事を とっている傾向があります。なぜ、主食が米飯以外では主菜と副菜がそろえにくいのかを確認すること で、食事バランスの改善に向けた提案がしやすくなると思われます。



#### 指標項目 ながおか地消地産推進店(ばくばくさんの店)の数



○ ながおか地消地産推進店(ばくばくさんの店)の店舗数



【出典】長岡市

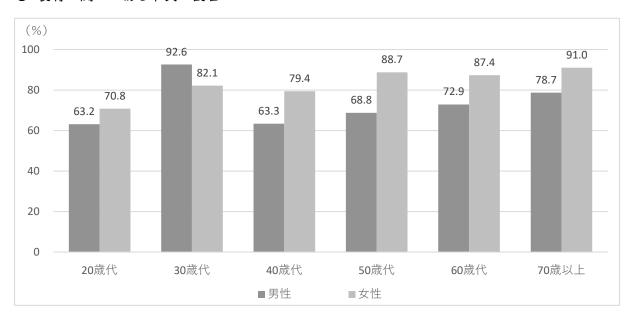
#### [考察]

第3次計画期間では、105店から100店になり、目標の「増加」は達成していません。また、微減につい て統計的検定ができないため評価不能となっています。

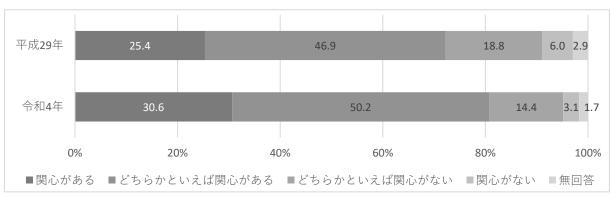
# 重点目標 食育活動を支える環境づくり

#### 指標項目 食育に関心がある市民の割合

#### ○ 食育に関心のある市民の割合



#### ○ 食育に関心のある市民の割合(平成29年との比較)

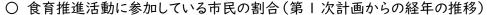


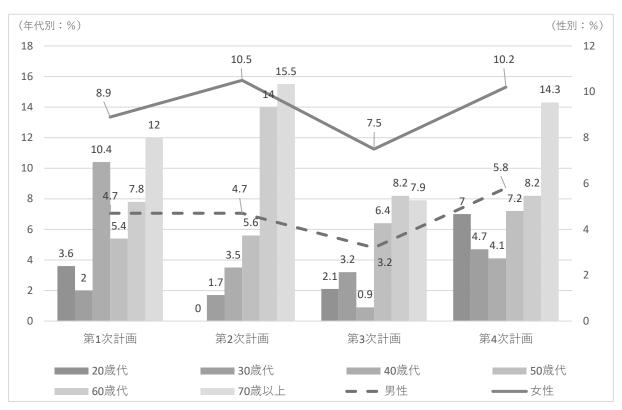
【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

食育に関心のある人の割合は増加しています。国や県と比べても高い割合です。 関心を持った人が自らの健康に目を向け実践につながるようなサポートが必要です。

#### 指標項目 食育推進活動に参加している市民の割合





【出典】令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

食育を推進していくには市民一人ひとりが主体的に食に関する活動に関わり参加していくことが 求められます。そのためには食育活動の意義やメリット等を伝えることが重要となります。食育推進活 動に参加している市民の割合は、料理教室や農村体験などの親子を対象とした事業により、第3次 計画期間中は増加したことから継続して取組を進めます。



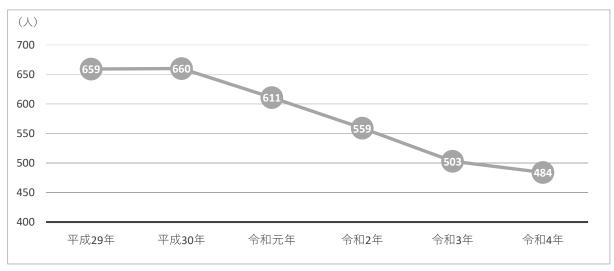
保育園等での食育



高校での食育

#### 指標項目 食育の推進に関わるボランティアの数

#### ○ 食生活改善推進委員協議会会員数の推移



【出典】長岡市食生活改善推進委員協議会

#### [考察]

ここでは食生活改善推進委員協議会の登録者数を指標としていますが、協議会全体の高齢化が 進み、年々会員数は減少傾向にあります。食生活改善推進委員だけはなく、若い世代が食育のボラン ティア活動に理解を深め、参加しやすい社会環境づくりが必要です。

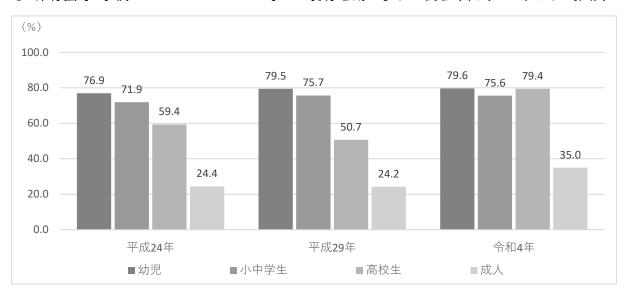




食生活改善推進委員の地区活動

#### 指標項目 保育園等・学校やコミュニティセンター等での食育活動の参加の割合

○ 保育園等・学校やコミュニティセンター等での食育活動の参加の割合(平成24年からの推移)



【出典】平成 24 年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査 平成 29 年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査 令和4年度長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査

#### [考察]

幼児の食育活動の参加の割合は第3次計画策定時から評価時まで、ほぼ数値に変化はありませんが、園での貴重な体験活動の機会は今後も継続して取り組むことが重要です。

小中高生では参加の割合は増加しました。食育基本法に基づき、学習指導要領に食育が組み込まれ、各学校では食に関する指導の年間計画が作成されています。地域の食材について学び、郷土への愛着を育めるよう、給食献立にも工夫がされています。今後もこどもたちへ食育指導を継続して行うことで、自らの力で健康づくりのための食を選択する力を育んでいく必要があります。

成人では目標値を上回り、割合が大きく増加しました。食育への関心が高まり、こどもを通して食育活動へ参加する人が増加したと考えられます。今後は食育活動が身近に感じられる工夫や、取り組みやすい社会環境づくりを行い、幅広い世代へ拡充していくことが重要となります。



栄養教諭による食育授業



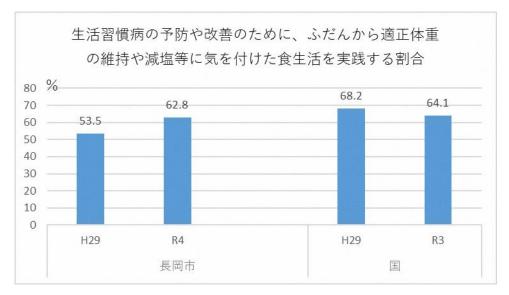
学校給食減塩献立の販売

#### (2) 長岡市、新潟県、国との共通項目についての比較

長岡市の第3次食育推進計画と国、県の調査で、同じデータがある6項目について、経年変化あるいは現状値を比較しました。

1) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気を付けた 食生活を実践する割合

生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活について「いつも気をつけて実践している」「気をつけて実践している」人(成人)の割合は、長岡市では平成29年 53.5%から令和4年 62.8%に増加しました。全国では令和3年で 64.1%であり、長岡市は全国とほぼ同様の割合となりました。



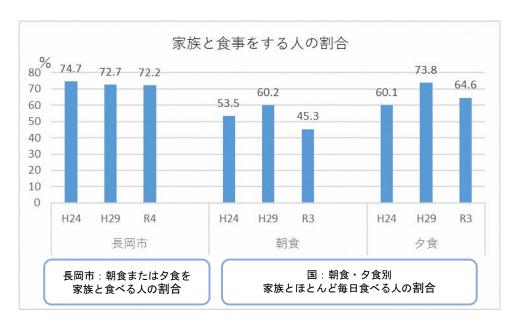
【出典】 長岡市: 平成29年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

令和4年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

全国 : 平成29年食育に関する意識調査(農水省)

#### 2) 家族で食事をしている市民の割合

長岡市では、朝食または夕食を家族と一緒に食べる頻度が「ほぼ毎日」の人(成人)の割合は、平成29年72.7%、令和4年72.2%でした。全国では、「ほとんど毎日食べる」人の割合を朝食、夕食別に把握しています。朝食より夕食の方が高く、平成29年73.8%、令和3年64.6%でした。長岡市の値は、全国の夕食の値とほぼ同様でした。



【出典】 長岡市: 平成24年長岡市食育推進計画評価アンケート調査(長岡市)

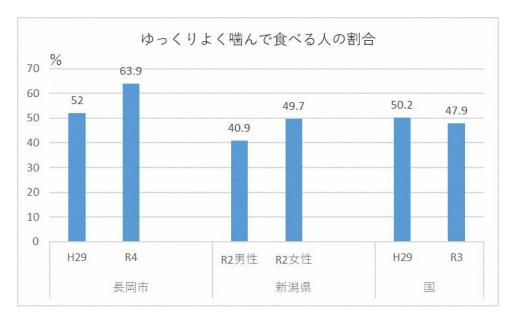
平成29年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市) 令和4年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

全国: 平成24年食育に関する意識調査(内閣府)

平成29年食育に関する意識調査(農水省)

#### 3) ゆっくりよく噛んで食べる人の割合

「ゆっくりよく噛んで食べている」、「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」人(成人)の割合は、平成29年52.0%から令和4年63.9%に増加し、新潟県、全国より高い値でした。



【出典】 長岡市: 平成29年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

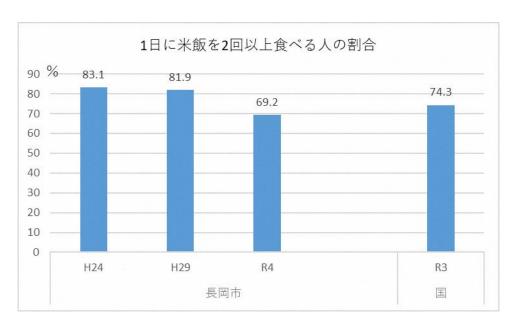
令和4年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

新潟県: 令和2年県民健康·栄養実態調査(新潟県)

全国: 平成29年食育に関する意識調査(農水省)

#### 4) 1日の米飯の摂取頻度

| 日の米飯の頻度が「| 日 2 食以上」の人(成人)の割合は、長岡市は平成24年83.1%から令和4年に69.2%に減少し、全国の令和3年74.3%より低い割合でした。



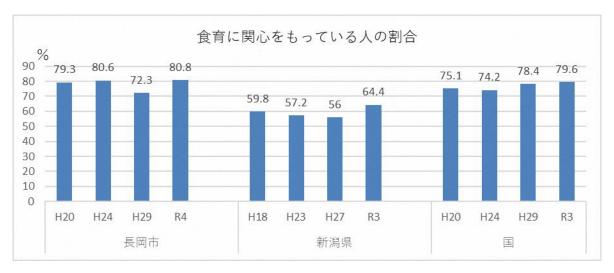
【出典】 長岡市: 平成24年長岡市食育推進計画評価アンケート調査

平成29年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

令和4年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

#### 5) 食育に関心がある人の割合

食育に「関心がある」「どちらかといえば関心がある」人の割合は、長岡市では平成20年から79.3%、80.6%、72.3%、80.8%と80%前後で推移しています。新潟県は60%前後で推移し、全国は75%~80%で推移しています。長岡市は新潟県より高く、全国とは同様の値です。また、長岡市、新潟県、全国ともに令和に入って値が高くなっていました。



【出典】 長岡市: 平成20年長岡市食育推進計画策定のためのアンケート調査(長岡市)

平成24年長岡市食育推進計画評価アンケート調査(長岡市)

平成29年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

令和4年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)

新潟県: 平成18年県民健康·栄養実態調査(新潟県)

平成23年県民健康·栄養実態調査(新潟県)

平成27年県民健康·栄養実態調査(新潟県)

令和3年県民健康·栄養実態調査(新潟県)

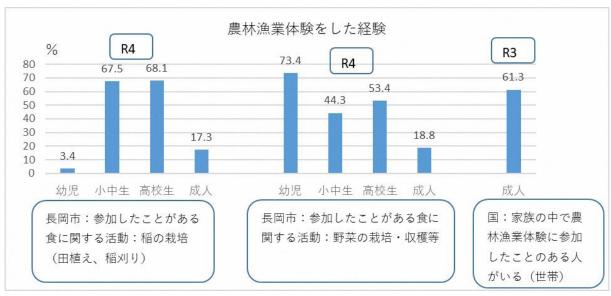
全国:平成20年食育に関する意識調査(内閣府)

平成24年食育に関する意識調査(内閣府)

平成29年食育に関する意識調査(農水省)

#### 6) 農林漁業体験をした経験

農林漁業体験をした経験については、国と質問項目が異なるため、直接比較をすることは困難です。長岡市では、稲の栽培に参加したことがある人は、成人で 17.3%、野菜の栽培・収穫等に参加したことがある人は成人で 18.8%でした。しかし、幼児から高校生では、稲も野菜も70%程度であり、全国では家族の中で農林漁業体験に参加したことがある人(世帯)は61.3%より高い割合でした。



【出典】 長岡市: 令和4年長岡市食育推進計画評価のためのアンケート調査(長岡市)





保育園等で野菜栽培・収穫体験

# 4 第4次長岡市食育推進計画に向けて

#### (1)計画全体の視点

長岡市では、国の第3次計画のコンセプトである「実践の環を広げよう」を基に、市独自の重点目標を掲げて取り組んできました。こどものころからの健全な食生活の実践に加え、食に関する知識や選択力の習得、長岡の豊かな食文化の継承も推進してきました。さらに実践の環を広げるべく、「食育活動を支える環境づくり」を重点目標のひとつとして、市民一人ひとりが主体的、自発的に食育活動が行えるような支援や環境づくりにも取り組んできました。

第3次計画期間中は、感染症の拡大により、外出が制限され、人とのコミュニケーションが難しく、 思うような取組を行うことができないところもありましたが、在宅時間の増加により、食育に関心がある人の割合や家族で食卓を囲む割合が増えるという成果も得られました。

本計画においては、ライフスタイルの変化による多様な暮らしに対応した「生涯にわたる心身の健康を支える食育の推進」、SDGsの考え方を踏まえた「持続可能な食を支える食育の推進」という視点を取り入れることとし、計画全体の見直しを行いました。

#### (2) 指標項目の見直し

#### <追加する項目>

#### 追加する指標項目

地域で共食(\*8)したいと思う人が共食する割合

主食・主菜・副菜の言葉も意味も知っている市民の割合

食品ロス問題を認知し、複数の取組を実践する市民の割合

環境に配慮した農林水産物・食品(\*9)を選ぶ市民の割合

#### <削除する項目>

#### 削除する指標項目

お手伝いをする子どもの割合

ながおか地産地消推進店(ばくばくさんの店)の数

食育の推進に関わるボランティアの数(食生活改善推進委員の数)

<sup>(\*8) (\*9):</sup> 計画書巻末 参考資料「6 食育に関する用語集」に用語の意味を掲載しております。

#### <変更する項目>

変更前 指標項目	変更後 指標項目			
I 日2回以上野菜を摂取している人の割合				
「長岡びったり3·I·2弁当箱法」を知っている	   主食・主菜・副菜のそろった食事を 日2回以上			
市民の割合	土良・土米・副米のてろった良事を1日2回以_     食べている市民の割合			
「食事バランスガイド」や「長岡ぴったり3・1・2	長、(いる中民の割口			
弁当箱法」等を参考にしている市民の割合				
<b>労校(人会)しいは7 147 14 日 立畑ナ (古 ロナ 7 切)</b> 人	学校における地場産物食材に関する指導を行			
学校給食における地場産物を使用する割合	った回数(月平均)			
並仍0分方に個1別四分目四四寸+四川)4	地域の郷土料理や伝統料理を月1回以上食べ			
普段の食事に郷土料理や長岡野菜を取り入れるようにしているませの割合	ている市民の割合			
るようにしている市民の割合	地域でとれた食材を選ぶ市民の割合			

#### (3) 今後の展開

第3次計画の指標項目の評価では、健康づくりに向けた意識の向上、食育への関心が増加しました。ライフスタイルの変化により在宅時間が増えたことで、家族でのコミュニケーションが増えたことが要因の一つであると考えられます。

また、学校給食では、市農水産政策課やJAの協力により地場産食材の使用割合が増加しました。 関係団体同士の協力連携体制の整備も重要であることがわかりました。

しかし、指標が悪化した項目では、直接的な悪化要因への対策不足が課題となっています。長岡市は豊かな田園の広がる米どころですが、「米飯を主食とする食事の割合」が悪化しています。米飯についての適切な知識や情報、また、長岡の伝統的な食文化や食材についても広く発信していくことが必要と考えます。

さらに、食育や健康への意識は向上したものの、栄養バランスの整った食事や適正体重の維持といった実際の行動に結びついていないことも課題のひとつです。適正体重の市民の割合については、これまで比較的良い評価が続いた幼児や小中高生でも悪化しました。今後も、家庭、保育園等や学校、地域、職域における各世代や場面に応じて、行動に結びつく食育の推進を行っていくことが重要です。



# 第4次長岡市食育推進計画の策定

# | 基本理念

# 食で育む健やかな身体 豊かなこころ 未来へつなぐ地域の活力

本計画では、平成26年3月に制定した「長岡市食育基本条例」を基に、食育に関して市民一人ひとりが食を楽しく学び、日常生活に活かすことによって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生涯健康で文化的な生活の実現を目指します。

# 2 基本方針と取組の柱

第4次計画では、新たな基本理念を掲げ、その実現のため2つの基本方針とそれぞれを支える2つの取組の柱を策定しました。

#### 【基本方針 1】

#### 健全な食生活を実践できる食育の推進

<生涯を通じた市民の健康の視点>

栄養バランスの取れた食生活や正しい食習慣を実践することは、食育の基本である。こど もから高齢者まで生涯を通じて、心身の健康を支える「健全な食生活の実践」を目指す。

#### 【取組の柱】

〇多世代にわたり

心と身体を健康にする食育の推進

〇生活習慣病を予防する

健康づくりの推進

#### 【基本方針2】

#### ながおかの食をとりまく環境への理解を深める食育の推進

<食を産み出す社会・産業・環境・文化の視点>

食の循環や環境、食文化の継承、地域のつながりなど様々な視点からの理解や正しい知識を 得ることで、「食」と「環境・人・文化」のつながりを支える食育の推進を目指す。

#### 【取組の柱】

〇食と環境に関する理解の促進

〇地域の特性、農産物を活かした 食育の推進と次世代への継承

# 3 新たな視点での取組

本計画では、これまでの取組における成果と課題から、3つの項目を新たな視点での取組として、 食育を推進していきます。

#### 若者世代・働く世代への取組強化

第3次計画で、食育への関心が高まっているものの、「主食・主菜・副菜のそろった食事の割合」や「朝食の摂食率」などの行動面では 20~40 歳代の割合が低いという結果が出ています。

進学や就職で生活環境が変化し、食生活の自立が求められることから、大学や企業等と連携を図りながら重点的に取組、自身の健康づくりへの関心を高めます。

#### 対面とデジタル媒体を活用した取組を併用した食育の推進

生活様式が変化し、デジタル技術を活用した取組が求められていることから、誰でもが適切な情報を手軽に受け取れるよう、SNS による発信や、学校教育と連携した効果的な情報発信に取り組みます。

### 食と環境が調和した持続可能な食育環境の整備

農林漁業体験や生産者とのコミュニケーションを活用し、地域の食文化や地域の特性をいかした食生活への関心を深め、地域の活性化へつなげます。

# 4 施策の体系

# 基本理念

食で育む健やかな身体 豊かなこころ 未来へつなぐ地域の活力

#### 基本方針Ⅰ

健全な食生活を 実践できる食育の推進

#### 取組の柱

食育の推進 健康にする でと身体を 健康づくりの推進予防する

#### 基本方針2

ながおかの食をとりまく 環境への理解を深める食育の推進

#### 取組の柱

理解の促進食と環境に関する

次世代への継承と意音の推進と地域の特性、

#### 新たな視点での取組

若者世代・働く世代への取組強化

対面とデジタル媒体を活用した取組を併用した食育の推進

食と環境が調和した持続可能な食育環境の整備

#### 基本施策

家庭での推進

学校、保育園等 での推進

地域での推進

環境に配慮した 食の循環の推進 「ながおかの食」 の継承

#### <5つの基本施策ごとの取り組むべき施策>

#### 1. 家庭での推進

#### 取り組むべき施策

- (1) こどもの基本的な生活習慣の形成
- (2)望ましい食習慣や知識の習得
- (3) こどもの育成支援における共食等の食育推進

#### 2. 学校、保育園等での推進

#### 取り組むべき施策

- (1) 学校、保育園等での組織的、計画的な食育の推進
- (2) 給食場面等を活用した食育の推進
- (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

#### 3. 地域での推進

#### 取り組むべき施策

- (1) 市民の健康づくりのための食育活動
- (2) 高齢者・男性に対する食育の啓発
- (3) 関係団体等との連携・協働体制の確立
- (4) 食に関わるボランティア活動等民間の取組への支援
- (5) 食育に関する情報発信・普及啓発
- (6) 若い世代に関わる食育の推進

#### 4. 環境に配慮した食の循環の推進

#### 取り組むべき施策

- (1)農林漁業体験活動の促進
- (2)農林漁業に関する理解の促進
- (3) 地産地消(\*10) の促進
- (4)環境と調和のとれた持続可能な食に関する普及啓発

#### 5.「ながおかの食」の継承

#### 取り組むべき施策

- (1) ボランティア活動等における取組
- (2) 学校、保育園等給食での郷土料理等の積極的な導入
- (3) 地域の食文化の次世代への継承

<sup>(\*10):</sup> 計画書巻末 参考資料「6 食育に関する用語集」に用語の意味を掲載しております。

# 5 指標項目一覧表

施策の成果を計る指標として、第3次計画の指標項目を修正・拡充し、進捗状況を客観的に把握・ 評価します。

#### 基本方針 | 健全な食生活を実践できる食育の推進

66.8%	80.0%
73.9%	80.0%
52.8%	60.0%
97.2%	現状維持
83.7%	85.0%
72.2%	80.0%
40.2%	
95.3%	95%以上
84.7%	95.0%
83.0%	90.0%
80.6%	増加
64.9%	80.0%
92.2%	現状維持
92.6%	現状維持
成人 69.2%	
62.8%	75.0%
93.5%	95%以上
89.3%	95.0%
性 67.6%	80.0%
性 68.0%	80.0%
63.9%	70.0%
	73.9% 52.8% 97.2% 83.7% 72.2% 40.2% 95.3% 84.7% 83.0% 80.6% 64.9% 92.2% 92.6% 69.2% 62.8% 93.5% 89.3% 性 67.6%

★印は本計画から追加された項目

#### 基本方針2 ながおかの食をとりまく環境への理解を深める食育の推進

指標項目	現状値 (令和4年度)		目標値
食育に関心がある市民の割合	80.8%		90.0%以上
食育推進活動に参加している市民の割合	8.4%		増加
四本国旗 当はらって - こ - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	幼児	79.7%	80.0%
保育園等・学校やコミュニティセンター等での食育活動の参加の割合	小中高生	76.6%	80.0%
到07多加07部日	成人	35.0%	40.0%
★食品ロス問題を認知し、複数の取組を実践する市 民の割合	90.0%		増加
★環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民の割 合	56.2%		60.0%
★学校における地場産食材に関する指導を行った回数(月平均)	参考値:令和5年4月から9月の月平均 5.9 回		月8回
★地域の郷土料理や伝統料理を月に1回以上食べている市民の割合	55.9%		60.0%
★地域でどれた食材を選ぶ市民の割合 アンケートでは「身近な場所でとれた食材」で把握		76.7%	80.0%

<sup>★</sup>印は本計画から追加された項目

# 6 各世代におけるめざす姿

# 業をおいくたらしもう 食を育びしまる。	基本	2	乳幼児期 (概ね0~6歳)	学童・思春期 (概ね7~18歳)	青年期 (概ね19~39歳)	壮年期 (概ね40~64歳)	高齢期 (概ね65歳~)
###にかたり    1984年編集にかたり	<b>办</b>	収組の柱	食をおいしくたのしもう		食への意識を高めよう	食でつくる健康な生活を実践しよう	食を通じて健康寿命を伸ばそう
####################################			家族と一緒に楽しく食事をする	家族や友人と食卓を囲み、会話を楽しみながら食	事をする		
		11+4-10					地域の食事会などの会食へ参加する
# 2	•	ション・カンドン ぶと身体を健康にする	食べ物を大切にし感謝の気持ちを持つ・食事のを	いさつをする			
	関全·	食育の推進	食事のマナーや作法を身につける		こども(次世代)に食事のマナーや作法を伝える		
	な食生		簡単なお手伝いをする	食事づくりに参加する	自分や家族のために食事を作る		食事づくりを楽しむ
### 1	活を		早寝・早起き・朝ごはんの生活リズムを身につけ	9	朝食をはじめとした規則正しい食習慣の継続と内	容の充実	
	実践		いろいろな食べ物を味わう	栄養バランスの大切さを知る			
# 法習情報を予約する   機能	できる		「き・あか・みどり」の3つの食べ物のはたらきを知			パランスの良い食事を実践する	
### 1	0 食工	1	長岡の特産物である米を中心とした日本型食生活	5を実践する			
	<b>≡</b> 6	生活習慣病を予防する健康づくりの推進					
	类		素材の味、薄味で味覚を育てる	適塩を心がける			
な をと環境に関する 理解の促進 地域の特性、農産物等を活 の変材や地域の特性、農産物等を活 の変材や地域の特性、農産物等を活 の変材や地域の特性、農産物等を活 な人別したの能承         生活習慣物を担づる 全体的項目のを持つ 重要の促進 地域の特性、農産物等を活 のの変材や地域の特性、農産物等を活 のの変材や地域の特性、農産物等を活 な人別したの能承         生活習慣物のを持つ 要用の促進 地域の特性、農産物等を活 のの変材や地域の特性、農産物等を活 な人別したの能承         生活習慣物のを持つ 要用があることを知る 要は指揮を行手をにない 関上が理で行うをはごかがりて変素を目記が入れる を生物切を持ちがりた。 が、世代への能承         生活習慣物のを持つ 要用があることを知る を生物切にあたがりを持ち歩い。 関上が理や行手をにない ないれての能承         生活習慣物のを持つ を生物切を持ずのがりたを手を自こおいる をを取り後に環境を無常にあれる 地域は対象を関係を知りまする。 など取り後に環境を顕常し、次世代へつが様を など取り後に環境を顕微し、次世代へつが様を など取り後に環境を開発し、次世代へつがする         単注が関心を持ちが をを取り後に環境を開発し、次世代へつがする         単注が関係を関係し、次世代へつがする	<u> </u>			身体を動かす	を知り、維持を心がける		フレイル予防を心がける
な を な を な が が が が が な を な を な は な が か な な な は な な は な な は な な は な な は な な は な な は な な は な な は な な な は な な な は な な な は な な な は な な な な と と と と				生活習慣病を知る	生活習慣病の予防や改善のために普段からバラ	ンスのよい食事や運動を心がける	自分に適した食生活を実践し、健康を維持する
な が お か 理解の促進 を 理解の促進 地域の特性、農産物等を活 しないろな食品があることを知る         食生験増工調しのを持つ (量体が育つ環境や自然にある。 (上ろいろな食品があることを知る)         各年齢期に応じた食材や食品の選び方を知り、実践できるようになる (全事が用したした食材や食品の選び方を知り、実践できるようになる (事本が育つ環境や自然にあれる。)         各年齢期に応じた食材や食品の選び方を知り、実践できるようになる (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本域の特性、農産物等を活 (事本齢が育つ環境や自然にあれる。)         (事本時間のを持ち学ぶ (事本時間を必ずする。)         (事本時間を使しまましない (事本時間を必ずを理解し、次世代へつなげる)         (事本時間を使しまましない (事本時間を理解し、次世代へつなげる)	_		ゆっくりよく噛んで食べる	ゆっくりよく噛んで味わって食べる			食べ物をかむ力、飲み込む力を維持する
なを環境に関する         学校や地域等での食育活動(農林漁業体験、料理粉室、食に関する講座等)、食に関するイベントに参加する           食と環境に関する         理解の促進         各年齢期に応じた食材や食品の選び方を知り、実践できるようになる           を 域域をしない         機域の特性、農産物等を活         郷土料理や行事食に弱れる         郷土料理や行事食に別しを持ち学ぶ         郷土料理や行事食に関心を持ち学ぶ         郷土料理や行事食に別しを持ち学ぶ           な 域への維承         の食材や地域の特産物を知り味わう         郷土料理や行事食に関心を持ち学ぶ         郷土料理や行事食に関心を持ち学ぶ         郷土料理や行事食に関いを持ち学ぶ         郷土料理や行事食を直に取り入れる           な かした食育の推進と 次世代への継承         金へ物が育つ環境や自然にふれる         独生地域を地域を理解し、次世代へつなげる         独産地消を理解を担保を重要を定すに取り入れる         独産地消を理解に、次世代へつなげる	*		食べ物や料理に関心を持つ	食に関心を持つ	食育に関心を持つ		
か 理解の促進 (1) でいろいろな食品があることを知る (1) では、機能物等を活 (2) がした食育の推進と (2) がした食育の推進と (3) がした食育の推進と (4) かした食育の推進と (4) かした食育の推進と (4) かした食育の推進と (4) かした食育の推進と (4) かした食育の推進と (4) かした食育の推進と (4) かした食育の推進と (5) がした食育の推進と (5) がした食育の推進と (6) かした食育の推進と (6) がいから同様はを担保がある知り味わう (6) かした食育の推進と (6) がから同様はを担保がある知り味わう (6) がから同様はを理解し、次世代へつなげる         (6) がお育つ環境を理解し、次世代へつなげる (6) を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる         (6) を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる (6) を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる         (6) を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる (6) を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる         (6) を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる         (6) を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる			学校や地域等での食育活動(農林漁業体験、料理	 里教室、食に関する講座等)、食に関するイベントに参	加する		
1				食育推進活動 (食育に関する	5ポランティア、食の知識や技術の伝達等)を行う		
1 強く残しをしない       第上料理や行事食に関心を持ち学ぶ       第上料理や行事食に関心を持ち学ぶ       第上料理や行事食に関心を持ち学ぶ         環 地域の特性、農産物等を活       100食材や地域の特産物を知り味わう       100食材や地域の特産物を知り味わう       100食材や地域の特産物を知り味わう       100食材や地域の特産物を知り味わう       100食材や地域の特産物を知り味わう       100食材や地域の特産物を知り味わる       100食材や地域の特産物を知りまする       100食材や地域の特産物を知りまする       100食材・100食			いろいろな食品があることを知る	各年齢期に応じた食材や食品の選び方を知り、実	(銭できるようになる		
3         郷土料理や行事食に易心を持ち学ぶ         郷土料理や行事食に関心を持ち学ぶ         郷土料理や行事食に関いを持ち学ぶ         郷土料理や行事食に取り入れる           環 地域の特性、農産物等を活 力・した食育の推進と へ 次世代への継承         100食材や地域の特産物を知り味わう 次世代への継承         地産地消を心がいけた食事作りをする は産地消を心がいけた食事作りをする         100食材や地域の特産物を知り味わう などれている。         100食材や地域の特産物を知り味わる			食べ残しをしない		買いすぎ、作りすぎをしない		
塩     地域の特性、農産物等を活       インた食育の推進と     旬の食材や地域の特産物を知り味わう       ハ     次世代への継承       の     食べ物が育つ環境や自然にふれる			郷土料理や行事食にふれる	郷土料理や行事食に関心を持ち学ぶ	郷土料理や行事食を食卓に取り入れる	郷土料理や行事食を大切にし次世代へ伝えていく	
がした食育の推進と   旬の食材や地域の特産物を知り味わう   次世代への継承   食べ物が育つ環境や自然にふれる							
食べ物が育つ環境や自然にふれる			旬の食材や地域の特産物を知り味わう		地産地消を心がけた食事作りをする		
	3		食べ物が育つ環境や自然にふれる		食を取り巻く環境を理解し、次世代へつなげる		



# 食育推進のための施策展開

食育の推進には、家庭、保育園等や小中学校、地域など、様々な分野において施策を講じて取り組むことが必要です。そのために、食育に関わる各分野の関係者が、その特性や能力を生かしつつ、連携・協力し取り組むことが重要です。

5つの基本施策ごとに、取り組むべき施策、主な取組、関連する指標を掲げます。

#### 1. 家庭での推進

家庭は基本的な生活習慣を学ぶ場であり、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤となる重要な役割があります。

家族で食卓を囲む「共食」は、家庭でのコミュニケーションを図るひとつの機会となり、食事を楽しみ、食に関する作法や文化、望ましい食生活が心身の健康の増進と豊かな人間性を育むことにつながるよう、またそのことが次世代に伝わるような食育の推進が重要となっています。

取り組むべき施策	主な取組
	○早寝・早起き・朝ごはんの生活リズムの向上と実践の普及啓発
(1)こどもの基本的な生	○妊産婦や乳幼児のいる家庭に向けた食生活支援の実施
活習慣の形成	○生活リズムが乱れやすい環境にある中高生以上に向けた、基本的な生
	活習慣づくりの普及啓発
	○気軽に参加しやすい料理教室や体験活動等による、食に関する正しい
(2)望ましい食習慣や知	知識や選択力、調理技術を習得する機会の提供
識の習得	○ホームページや地域活動を活用した、保護者に対する食育の重要性や
	適切な栄養管理に関する知識の啓発
	○共食の場を利用した食に対する知識や感謝の心の育成
(3)こどもの育成支援に	○料理教室やイベント等による食に関する家庭での仕事や役割へ関心
おける共食等の食育	を持つことができる機会の提供
推進	○家族が食卓を囲んで共に食事をとる機会や、食に関する学習や体験
	活動をすることでのコミュニケーションの重要性の再認識

# <関連する指標項目>

指標項目	現状( (令和4年		目標値
	幼児	66.8%	80.0%
食事のあいさつをする割合	小中高生	73.9%	80.0%
	成人	52.8%	60.0%
	幼児	97.2%	現状維持
家族で食事をしている市民の割合	小中高生	83.7%	85.0%
	成人	72.2%	80.0%
	幼児	95.3%	95%以上
朝食をほぼ毎日食べる市民の割合	小中高生	84.7%	95.0%
	成人	83.0%	90.0%
主食·主菜·副菜の言葉も意味も知っている市民の 割合		80.6%	増加
主食・主菜・副菜のそろった食事を1日2回以上食べている市民の割合		80.0%	
	幼児	92.2%	現状維持
米飯を主食とする食事の割合	小中高生	92.6%	現状維持
	成人	69.2%	現状維持
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適 正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実 践する市民の割合		62.8%	75.0%
	幼児	93.5%	95%以上
流工仕手の古足の割入	小中学生	89.3%	95.0%
適正体重の市民の割合	成人 男性	67.6%	80.0%
	女性	68.0%	80.0%
ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の 割合		63.9%	70.0%
食育に関心がある市民の割合	80.8%		90%以上
食品ロス問題を認知し、複数の取組をする市民の割合	90.0%		増加
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民の割 合	56.2%		60.0%
地域の郷土料理や伝統料理を月に1回以上食べ ている市民の割合		55.9%	60.0%
地域でとれた食材を選ぶ市民の割合 アンケートでは「身近な場所でとれた食材」で把握		76.7%	80.0%

# 2. 学校、保育園等での推進

幼児期・学童期は、心身ともに成長し、生活習慣が確立される時期であり、食に関しても基本的な食習慣を固める重要な時期です。

適切な生活リズムの習得のため「早寝・早起き・朝ごはん」の取組のほか、給食で身近な地域でとれる農作物や伝統的な郷土料理を味わい、こどもたちが食を楽しみながら、食に関する知識や感謝の念、郷土への理解を深め、自ら食を選択する力を身につける学びの場としての大きな役割を担っています。さらに、家庭でのコミュニケーションによりこどもから親へのよい波及効果をもたらすことが期待されています。

取り組むべき施策	主な取組
(1) 尚恭 旧玄国英ブ	○学校における食育の組織的・計画的な推進
(I)学校、保育園等で の組織的、計画的な	○保育園等における食に関わる保育環境の整備
食育の推進	○学校・保育園等の食育指導に関わる計画の作成・活用・共有
区日初正在	○教育従事者や保護者を対象とした食に関する講演会の開催
	○給食だよりの発行や給食試食会の開催等による家庭や地域と連携し
	た取組
(2)給食場面等を活用	○地域の食材や郷土料理を使用した給食の実施
した食育の推進	○食事のマナーや衛生管理の知識の習得
	○こどもたちと生産者や食の関係者との交流による食への関心拡大と感
	謝の心の育成
(3)食育を通じた健康	○肥満や過度の痩身が心身の健康に及ぼす影響についての知識の普
状態の改善等の推進	及と個別の相談等の実施

#### <関連する指標項目>

指標項目	現状値 (令和4年			目標値
食事のあいさつをする割合			66.8%	80.0%
		高生	73.9%	80.0%
			52.8%	60.0%
朝食をほぼ毎日食べる市民の割合			95.3%	95%以上
		高生	84.7%	95.0%
			83.0%	90.0%
主食・主菜・副菜の言葉も意味も知っている市民の 割合			80.6%	増加
			93.5%	95%以上
		学生	89.3%	95.0%
適正体重の市民の割合	成	男性	67.6%	80.0%
		女性	68.0%	80.0%

学校における地場産食材に関する指導を行った回 数(月平均)	参考値: 令和5年4月から9月の月平均 5.9 回	月8回

# 3. 地域での推進

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくため、生活習慣病の予防や改善、 健康づくりにつながる健全な食生活の推進等、家庭、学校、保育園等、生産者、企業等と連携しつ つ、地域における適切な取組を行うことが重要です。

また、健康への関心が低い、いわゆる無関心層への食育に関する様々な方法による情報の発信など、健康的な生活習慣を実践しやすい環境整備を促進していくことも必要です。

取り組むべき施策	主な取組
(1) 市民の健康づくりのための食育活動	<ul> <li>○食生活改善推進委員等と連携し地域の健康状態の改善とその支援</li> <li>○健康診断結果に応じた栄養や運動指導の充実</li> <li>○健康教室等による生活習慣病予防及び重症化予防の観点からの食育の普及啓発</li> <li>○生活習慣病に関する知識の普及や実践力の養成</li> <li>○歯科的特徴に応じた支援や口腔内の健康保持、よく噛んで食べる習慣の啓発</li> </ul>
(2)高齢者・男性に対す る食育の啓発	<ul><li>○高齢者へのふれあい食事サービスを活用したバランスの良い食事の 提供</li><li>○高齢者の低栄養や生活習慣病予防のための指導</li><li>○高齢者や男性を対象とした料理教室の開催等、食への関心を高め健 全な食生活の実践ができる機会の提供</li></ul>
(3)関係団体等との連 携・協働体制の確立	<ul><li>○関係者同士のネットワークを構築し総合的・効果的な食育の推進ができるような連携の強化</li><li>○地域における共食の場づくりとそれに伴う理解と適切な認識を深めるための情報提供及び支援</li></ul>
(4)食に関わるボランティア活動等民間の取 組への支援	<ul><li>○活発な食育推進活動を図るため食に関するボランティアの増加や活動の支援及び環境づくり</li></ul>
(5)食育に関する情報 発信·普及啓発	○長岡市食育推進計画の作成・周知による市民への理解の促進 ○市の広報誌やマスメディア等を利用した情報発信 ○食に関する関係団体と連携した「食育月間」「食育の日」の普及 ○食に関するイベントや講座、講演会の開催等への参加による食に対す る意識の向上

	○週止体里に関する止しい知識の向よ
// \ 廿 , 、	○健康づけに取り組むる業への土壌

(6)若い世代に関わる ( 食育の推進 (6)

(6) 若い世代に関わる ○健康づくりに取り組む企業への支援

○企業と連携し食事バランスなどに配慮した食事の普及と健全な食生活を実践しやすい食環境づくり

#### <関連する指標項目>

指標項目	(	現状値 (令和4年		目標値
地域で共食したいと思う人が共食する割合			40.2%	50.0%
主食・主菜・副菜の言葉も意味も知っている市民の 割合			80.6%	増加
主食・主菜・副菜のそろった食事を1日2回以上食べている市民の割合	64.		64.9%	80.0%
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適 正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実 践する市民の割合			62.8%	75.0%
	幼児		93.5%	95%以上
適正体重の市民の割合	小中学生		89.3%	95.0%
	成人	男性	67.6%	80.0%
	风入	女性	68.0%	80.0%
食育に関心がある市民の割合			80.8%	90%以上
食育推進活動に参加している市民の割合			8.4%	増加
	幼児		79.7%	80.0%
保育園等・学校やコミュニティセンター等での食育 活動の参加の割合	小中高	5生	76.6%	80.0%
, D 20	成人		35.0%	40.0%

# 4. 環境に配慮した食の循環の推進

食に対する感謝の念を深めていく上では、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要です。食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っており、自然との共生が求められています。そのなかで生産者と消費者との交流の促進や、自然に触れ合うなどの様々な体験の機会を拡大し、イベント等の情報提供の強化を進める必要があります。

取り組むべき施策	主な取組	
(I)農林漁業体験活動	○体験活動ができる環境整備と利用促進	
の促進	○食への関心と理解を深めるための体験活動の開催と情報提供	
(2)農林漁業に関する	○食に関するイベントや直売所を利用した生産者と消費者の交流の促進	
理解の促進	○リーフレット等での啓発	
	○地域の食材への理解と関心を持たせるため、保育園等や学校給食への	
	地域の食材の使用拡大や、郷土への関心を高めるための生産者との交	
(2)地产地沿の伊米	流促進	
(3)地産地消の促進	○直売所等での地域の食材の情報提供による購入しやすい環境づくり	
	○子育ての駅等での普及活動	
	○地産地消推進店の利用促進事業の実施	
//\\TTI\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	○環境と調和した生産方法で作られた農林水産食品に対する理解と関心	
(4)環境と調和のとれた 持続可能な食に関す る普及啓発	の増進のための普及啓発	
	○食品ロス削減に向けた教育及び関係団体と連携した普及啓発や環境	
	教育を実施	

#### <関連する指標項目>

指標項目	現状値 (令和4年度)	目標値
食品ロス問題を認知し、複数の取組を実践する市 民の割合	90.0%	増加
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民の割 合	56.2%	60.0%
学校における地場産物食材に関する指導を行った 回数(月平均)	参考値: 令和5年4月から9月の月平均 5.9 回	月8回
地域でとれた食材を選ぶ市民の割合 アンケートでは「身近な場所でとれた食材」で把握	76.7%	80.0%

# 5. 「ながおかの食」の継承

長岡では、豊かな風土を活かした伝統的な食文化や特色ある食材があります。しかし最近では、世帯構造の変化や生活スタイルの多様化により、地域に根付く特色ある食文化や行事食等が失われつつあります。伝承していく人材の減少や高齢化が進む中で、人材確保のほか、幼少期から郷土料理や地域食材に触れることで興味関心を持ち、次世代へ伝えていけるような取組の推進が必要です。

取り組むべき施策	主な取組
	○食文化を次世代に継承する担い手の育成
(1) ボランティア活動等	○料理教室やレシピ集の作成・配布による地域の食文化の継承
における取組	○地域の食材に関する知識や調理方法の普及
	○地域において気軽にコミュニケーションを図れる環境づくり
(2) 学校、保育園等給	○地域の食文化への理解と関心を持たせるため、保育園等や学校給食
食での郷土料理等	への地域の食材や郷土料理の使用拡大
の積極的な導入	○学校、保育園等の活動の中における地域の食についての教育拡大
(1) 地村の舎女化の名	○和食文化や食事のマナー、作法等まで幅広く学び、継承していく機会
(3) 地域の食文化の次世代への継承	の提供
	○行事食の再認識と情報提供の充実

#### <関連する指標項目>

指標項目	現状値 (令和4年度)	目標値
学校における地場産物食材に関する指導を行った 回数(月平均)	参考値: 令和5年4月から9月の月平均 5.9 回	月8回
地域の郷土料理や伝統料理を月に1回以上食べて いる市民の割合	55.9%	60.0%
地域でとれた食材を選ぶ市民の割合 アンケートでは「身近な場所でとれた食材」で把握	76.7%	80.0%



# 計画の推進体制

# Ⅰ 計画の推進体制

#### (1)長岡市食育推進会議

幅広い分野に関わる食育は、多様な関係者、関係団体が連携し計画に取り組むことが 重要です。長岡市では食育基本法第33条及び長岡市食育条例第16条に基づき、食に 関連する団体や有識者などで構成した長岡市食育推進会議を設置し、総合的かつ計画 的に食育推進計画の進捗管理を行います。

#### (2)長岡市食育推進連絡会議

食育推進計画及びその施策を計画的かつ効果的に実施していくため、食に関する団体 や庁内の関係部局が連携を図り、食育に関する情報・意見交換を行います。

# 2 市民及び関係者の役割

食育推進の実効性を図るために、市民、関係者及び行政が協力して、それぞれの役割を 果たすことが期待されます。

#### ○ 市民の役割

食に関する知識を深めるとともに、家庭、保育園等、学校、地域などのあらゆる分野において、自ら生涯にわたり健全な食生活を実践し、食育を推進することが期待されます。

特に、家庭は日常生活の基盤であり、食育において重要な役割を有していることを認識 し、こどもの望ましい食習慣の確立等に積極的に取り組むことが期待されます。

# ○ 教育関係者等の役割

保育及び教育に関する職務に従事する者やその関係者は、こどもが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うため、食に関する指導計画等に基づき、計画的、総合的に食育を推進することが求められます。

また、家庭や地域、関係機関と連携し取り組むことが期待されます。

#### ○ 医療保健関係者等の役割

医療及び保健に関する職務に従事する者や関係団体は、食育を通して生活習慣病の 予防を図るため、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導を行うとともに、他の 関係団体が実施する食育推進活動に協力することが期待されます。

#### ○ 農林漁業者等の役割

農林漁業者及び関係団体は、安全・安心な食料の供給の重要性を認識するとともに、 様々な体験活動の機会を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、 市民の理解が深まるよう教育関係者等と連携し食育推進活動を行うことが期待されます。

#### ○ 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売及び食事の提供を行う事業者等は、食に関する情報の 開示及び体験機会の提供など、自主的・積極的に食育を推進するとともに、他の関係団 体が行う食育推進活動に協力することが期待されます。

#### ○ 行政(市)の役割

本計画に基づき、市民、学校・保育園等その他の関係団体との連携により、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、国、県とも、必要に応じて協力し食育を円滑に推進します。

# 3 計画の管理・公表

#### (1)計画の進捗管理

施策を効果的かつ効率的に推進し、事業等の達成状況を客観的に把握、評価するために、長岡市食育推進会議が中心となって、進捗状況の評価を行います。

#### (2)公表

本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。



# | 計画策定の経過

長岡市食育推進連絡会議にて、第3次計画の最終評価及び本計画の策定を行いました。

期日	実施事項	主な内容
令和4年8月から9月	長岡市食育推進計画評価アンケート	・現状値の把握
令和5年2月10日	令和4年度 長岡市食育推進会議	・アンケート調査結果報告
令和5年6月29日	令和5年度 第1回長岡市食育推進会議 長岡市食育推進連絡会議	・計画策定の概要 ・計画骨子構成 ・指標項目
令和5年7月11日	第2回長岡市食育推進連絡会議	・指標項目と目標値・施策と主な取組
令和5年10月23日	第3回長岡市食育推進連絡会議	・各世代の目指す姿 ・計画書素案の検討
令和6年2月5日	第2回長岡市食育推進会議	・計画案協議
令和6年3月	計画策定	

# 2 委員名簿

# 【長岡市食育推進会議】

役 職	氏名	区分	所属等
会長	久保田 規子	地域コミュニティ代表	表町コミュニティセンター長
副会長	熊倉 利江	栄養士会代表	新潟県栄養士会長岡支部 支部長
委員	猪貝 克浩	食品製造業代表	長岡商工会議所 食品部会副部会長
委員	鴨居 智子	保育園長代表	長岡市子ども未来部保育課 (みしま北保育園長)
委員	北山 智博	中学校長代表	長岡市三島郡中学校長会 (刈谷田中学校長)
委員	佐藤 友加梨	一般公募	公募委員
委員	中山 均	行政代表	新潟県長岡地域振興局 健康福祉環境部 部長
委員	高田 美由紀	歯科医師会代表	長岡歯科医師会 理事 (大平歯科医院)
委員	難波 英洋	農業従事者代表	えちご中越農業協同組合 常務理事
委員	西本 直史	小学校長代表	長岡市三島郡小学校長会 (脇野町小学校長)
委員	野田 実	外食産業代表	一般社団法人全日本司厨士協会 関東総合地方本部·新潟県本部
委員	野村 和代	一般公募	公募委員
委員	福居 和人	医師会代表	長岡市医師会 (長岡西病院)
委員	松井 知子	食生活改善推進委員 代表	長岡市食生活改善推進委員協議会 会長
委員	村山 伸子	学識経験者	新潟県立大学 教授(アドバイザー)

# 【長岡市食育推進計連絡会議】

役 職	氏名	区分	所属等
会長	岩銅 圭三	健康づくり	新潟県市町村職員共済組合 保健施設 アクアーレ長岡 支配人
副会長	津軽 智子	食に関わる活動等 関係者	新潟県栄養士会長岡支部 副支部長
委員	宮下 あさみ	РТА	長岡市小中学校PTA連合会 理事
委員	永澤 淳子	関係ボランティア団体	長岡市母子保健推進員協議会
委員	古川 絹子	関係ボランティア団体	長岡市食生活改善推進委員 協議会
委員	杉本 香帆	農林漁業関係者	JAえちご中越 組織福祉課
委員	小黒 美奈	社会福祉	長岡市社会福祉協議会 地域福祉課
委員	市民協働課	市関係課	
委員	農水産政策課	"	
委員	環境業務課	"	
委員	学務課	"	
委員	学校教育課	"	
委員	子ども・子育て課	"	
委員	保育課	"	

# 3 長岡市食育基本条例

長岡市条例第26号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 食育推進計画(第9条)
- 第3章 基本的施策 (第10条—第15条)
- 第4章 推進体制(第16条)
- 第5章 雑則 (第17条—第19条)

附則

私たち長岡市民は、守門岳をはじめとした山々の清らかな雪解け水で育つ山の幸、日本一の大河・信濃川など多くの河川の恵みで育つおいしい米や野菜、そして日本海でとれる海の幸など、豊かな自然と風土に適した食により暮らしを営み、伝統ある郷土の食文化を守り育ててきた。

食は命の源であり、健全な心身を培い、豊かな人間形成の基礎となるものである。しかし、近年、グローバリゼーションの進展等により社会経済情勢が著しく変化する中で、栄養の偏りや不規則な食事等に起因する生活習慣病の増加、食の安全に対する不安の高まり、食料の海外への依存、食料の生産・流通・消費の変化に伴う地域内経済循環の低下と環境への影響、和食文化の衰微など、様々な問題が生じている。

このような食をめぐる環境の変化の中で、私たち市民一人ひとりが様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができるように、食育を推進していくことが重要である。中でも、未来を担う子どもたちへの食育は、生きる力が身につくよう着実に取り組まれる必要がある。

ここに本市は、食育に関する基本理念を明らかにし、市民、行政、教育関係者、事業者等の 協働により、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食育に関し、基本理念を定め、市の責務及び地域社会との協働のあり 方等を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本事項を定めることにより、 市民一人ひとりが食を楽しく学び、日常生活に生かすことによって健全な心身を培い、豊 かな人間性を育むことができるよう、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 し、生涯健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活 を実践することができる人間を育てることをいう。

- (2) 教育関係者等 教育等(教育、保育、介護その他の社会福祉並びに医療及び保健をいう。以下同じ。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (3) 事業者等 農産物等の生産にかかわる者(農業、畜産業、林業又は水産業(以下「農業等」という。)を営む者をいう。)及びそれらの者が組織する団体(以下「農業者等」という。)並びに食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現する ことにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものと する。
- 2 食育は、食生活が自然の恩恵及び食にかかわる人々の様々な活動に支えられていること について、市民の感謝の念や理解が深まるよう配慮して推進されるものとする。
- 3 食育は、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及び交換により、市 民の食に関する知識と理解が深まり、適切な食生活を実践できるよう国、県及び関係機関 と連携して行われるものとする。
- 4 食育は、地域において伝えられている優れた食文化及び旬や地域の特性を生かした豊かな食生活を尊重し、これらが次の世代に伝承されるよう配慮して推進されるものとする。
- 5 食育は、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、地域の農産物等への市民 の理解が深められ、食料を生産する地域の活性化に資するよう推進されるものとする。
- 6 食育は、自然を大切にする心が育まれるよう行われるとともに、食料の生産から消費に 至る過程における環境への影響について市民の知識を深め、環境に配慮した食生活を営む ことにより、地球環境の保全に寄与するよう推進されるものとする。
- 7 食育は、家庭、地域その他のあらゆる機会及び場所を利用して、食に関する様々な体験 活動を行うとともに、自ら食育の推進に関する活動を実践することにより、食に関する理 解を深めることを旨として行われるものとする。
- 8 食育は、父母その他の子どもの保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識することにより、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚することにより、これらの者が積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう行われるものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な推進に努めるものとする。
- 3 市は、市民、教育関係者等及び事業者等との協働により、食育の推進に取り組むよう努 めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深め、適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 市民は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、健全な食生活の実現に自ら 努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 父母その他の子どもの保護者は、食生活の中で子どもたちが健全な心身を培い、豊かな 人間性を育むことができるように、必要な指導等を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

- 第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 食物、栄養等にかかわる教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識を生かし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(農業者等の役割)

- 第7条 農業者等は、基本理念にのっとり、農業等に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恩恵及び農業等の重要性について市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。
- 2 農業者等は、安全性が確保され、安心して消費できる食料の生産及び供給に努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

- 第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極 的に食育の推進に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力する よう努めるものとする。
- 2 食品関連事業者等は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。

第2章 食育推進計画

(推進計画)

- 第9条 市長は、食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第18条第1項の規 定により、長岡市食育推進計画(以下「推進計画」という。)を作成するものとする。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 食育の推進に関する基本方針
  - (2) 食育の推進に関する目標
  - (3) 食育の推進に関する施策
  - (4) 前3号に掲げる事項のほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する ために必要な事項

第3章 基本的施策

(健康な体を保つための取組の推進)

- 第10条 市は、健全な食生活による心身の健康の維持又は増進を図るため、次に掲げる施策 を講ずるものとする。
  - (1) 食及び健康増進に関する市民の理解を深めるために講演会、講座その他必要な情報提供等を実施すること。
  - (2) 子どもの成長や発達段階に応じた栄養指導、生活習慣病を予防するための食生活の指

導、食物アレルギーへの対応に関する指導その他の健康管理に関する指導の充実を図る こと。

(豊かな心を育むための取組の推進)

- 第11条 市は、子どもの豊かな心を育むため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
  - (1) 子どもとその保護者が食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむことができる機会を提供すること。
  - (2) 農業体験等を通じて、子どもの食に関する理解を促進すること。
  - (3) 小学校、中学校、幼稚園及び保育所(以下「学校等」という。)における食育の推進に関する指導体制の充実を図ること。

(食品の安全性等が確保されるための取組の推進)

- 第12条 市は、食品の安全性及び信頼性が確保されるとともに、市民が食に関する適切な判断力を養うことができるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
  - (1) 事業者等が法令の遵守の徹底を図ることができるよう、必要に応じて食品の安全に関する情報を正確かつ迅速に提供すること。
  - (2) 安全な食料の生産及び供給を担う人材の育成が図られるようにするための支援を行うこと。
  - (3) 食品表示の見方その他の食品に関する知識及び理解を深めるための市民への情報提供並びに消費者団体への支援を行うこと。

(地域の豊かな食文化を守り、次世代にわたすための取組の推進)

- 第13条 市は、地域の食文化の継承及び農産物等の地産地消(地域で生産された農産物等を その地域で消費することをいう。)を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
  - (1) 伝統的な行事や作法と結びついた食文化、旬を生かした地域の特色ある食文化等の啓発及び普及を推進すること。
  - (2) 地域で生産された優れた農産物等の学校給食等における利用その他の地域内における消費の促進を図ること。

(環境を未来に引き継ぐための取組の推進)

- 第14条 市は、自然を大切にする心が育まれ、環境に配慮した循環型社会の実現が図られるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。
  - (1) 学校等及び地域において、食に関する環境教育に取り組むこと。
  - (2) 環境と調和のとれた農業等を普及させるための支援を行うこと。
  - (3) 食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等の環境に配慮した食生活の普及を図ること。 (食育推進活動の展開)
- 第15条 市は、食育の推進に関する活動を、市民、教育関係者等、事業者等その他の食育に関する関係者(以下この条において「食育関係者」という。)との連携により進めるため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
  - (1) 食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施及び重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間を指定すること。
  - (2) 食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及びその活用等を図ること。
  - (3) 食育の推進に関する活動を自発的に行う食育関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう市が必要と認める支援を行うこと。

(4) 食育の推進に関する活動に携わるすべての者との連携と協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう支援を行うこと。

第4章 推進体制

(推進会議)

- 第16条 市は、法第33条第1項の規定に基づき、長岡市食育推進会議(以下この条において「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 推進計画の策定及び実施に関する事項
  - (2) 前号に掲げる事項のほか、食育の推進のために市長が必要と認める事項
- 3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。 第5章 雑則

(財政上の措置等)

第17条 市長は、食育の推進のために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第18条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必 要な措置を講ずるものとする。

### 4 長岡市食育推進会議規則

平成26年5月28日 規則第26号 改正 令和5年3月31日規則第52号

(目的)

第1条 この規則は、長岡市食育基本条例(平成26年長岡市条例第26号)第16条第3項の 規定に基づき、長岡市食育推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 推進会議は、市民、学識経験者、教育関係者、関係団体が推薦する者等のうちから 市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、推進会議に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(令和5年3月31日規則第52号)抄 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 5 食育基本法(平成十七年六月十七日法律六十三号)

(平成十七年六月十七日法律六十三号)

前文

第一章 総則 (第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策 (第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが 健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたく ことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健 康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる ようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に 関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に 関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の 活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた 食料の生産及び消費の推進並びに食

料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性 を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取 組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 訓

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生

活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的と する。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の 恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々 な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が 深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の 自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その 他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るもの とするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国にお いて展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山 漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の 特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産と その消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況 についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と 消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と 我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなけれ ばならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進 に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域 の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責 務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

- 第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を 行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者 等」という。) は、基本理念にのっとり、その事業活動に関 し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、 国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策 その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努める ものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわ たり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推 進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなけ ればならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関し て講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

### 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

- 第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成 するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるもの
- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に 関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を 作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、 及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公 表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県食育推進計画)
- 第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当 該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策に ついての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を

作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県 にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推 進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要 旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

- 第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進 計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道 府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内に おける食育の推進に関する施策についての計画(以下「市 町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければ ならない。
- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において 魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進するこ とにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の 成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進 のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわし い教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進に おいて果たすべき役割についての意識の啓発その他の食 育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特 色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われ る農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利 用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の 促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等に ついての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとす る。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、 農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくは その組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のため の活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関 する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携 協力を図りながらあまねく全国において展開されるよう にするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促 進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための 行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動 を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずる ものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活 の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に 携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかん がみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、 その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるもの とする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林 漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間 の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構 築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進 及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、 環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林 水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と 結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統 のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関す る啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるもの とする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、 情報の提供及び国際交流の推進)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の 適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、 食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費 並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等につ いて調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収 集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する 正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずる ものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外に おける食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情 報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推 進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推 進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進する こと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内を もって組織する。 (会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が その職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」といる。)
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大 臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、 内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

- 第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育 の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実 施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食 育推進会議を置くことができる。
- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

- 第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。
- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、 市町村の条例で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項 第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法 律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作 成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「 少子化社会対策会議 少子化社会 対策基本法 」を

「 食育推進会議 食育基本法

少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

### 6 食育に関する用語集

### 用語・用語の意味

### \* 特別栽培米

\*

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象 農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学 肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物のことをいいます。

出典:農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」

(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\_kikaku/tokusai\_a.html)

### \*2 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では「食品ロス」は 523 万トン(農林水産省及び環境省「令和3年度推計」)。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2021年で年間約 440 万トン)の 1.2 倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たりに換算すると"お茶碗約 | 杯分(約 | 14g)の食べもの"が毎日捨てられていることになるのです。

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

出典:消費者庁「食品ロスについて知る・学ぶ」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/information/food\_loss/education)

### \*3 生活習慣病

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称です。日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれます。

出典:厚生労働省「e-ヘルスネット[情報提供]」

(https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/metabolic)

### \*4 適正体重とBMI (Body Mass Index:体格指数)

BMIは、肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、[体重(kg)]÷ [9長(m)の 2乗]で求められます(9長cm ではなくm で計算します)。

計算方法は世界共通ですが、肥満の判定基準は国によって異なり、WHO(世界保健機構)の基準では30以上を"Obese"(肥満)としています。

日本の肥満学会の定めた基準では

- ・18.5 未満・・・「低体重(やせ)」
- ·18.5 以上 25 未満···「普通体重」
- ·25 以上···「肥満」

肥満はその度合いによってさらに「肥満 1」から「肥満 4」に分類されます。

BMI が 22 になるときの体重が標準体重で、最も病気になりにくい状態であるとされています。25 を超えると<u>脂質異常症や糖尿病、高血圧</u>などの生活習慣病のリスクが 2 倍以上になり、30 を超えると高度な肥満としてより積極的な減量治療を要するものとされています。

なお内蔵脂肪の蓄積は必ずしも BMI と相関しないため、メタボリックシンドロームの診断 基準には盛りこまれていませんが、メタボリックシンドローム予備軍を拾い上げる意味で特 定健診・特定保健指導の基準には BMI が採用されています。

<計算式> BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

適正体重 = 身長(m) × 身長(m) × 22

出典:厚生労働省「e-ヘルスネット[情報提供]」

(https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/metabolic/ym-002.html)

### \*5 郷土料理·伝統料理

<日本の郷土料理>

各地域の産物を上手に活用して、風土にあった食べ物として作られ、食べられてきました。 そして、歴史や文化あるいは食生活とともに受けつがれています。

- <日本の伝統的な食文化「和食」の特徴>
- ①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重
- ②健康的な食生活を支える栄養バランス
- ③自然の美しさや季節の移ろいの表現
- ④正月などの年中行事と密接な関わり

出典:農林水産省「第4次食育推進計画(啓発リーフレット)」

### \*6 ながおか地産地消推進店(ばくばくさんの店)

長岡産食材を取り扱う小売店や飲食店を「地産地消推進店」として認定し、市独自の地産地消推進キャラクター「ばくばくさん」を活用して PR を実施しています。

### \*7 食育推進活動

学校や地域で、こどもから高齢者まで年代を問わず、食料の生産、加工、調理等に関する知識や技術、食品の栄養や安全性に関する知識、郷土料理などの伝統的な食文化や地元の食材に関することなど、食べ物や食生活に関わる様々な知識や技術について伝えたり教えたりする活動のことです。

食生活改善推進委員としての活動や、食育ボランティア(県の登録制度)として活動も含まれます。

出典:長岡市「食育に関するアンケート調査(令和4年8月実施)」

### \*8 共食

家族、友人、親戚などの"誰か"と一緒に食卓を囲んで食事をすることを「共食」と言います。

出典:農林水産省「共食をするとこんないいこと」

(https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/attach/pdf/index-27.pdf)

長岡市では、地域の人や職場、趣味の仲間なども"誰か"に含め、一緒に食事をすることだけでなく、食事づくりや食材の購入、献立を考えることなど「食」に関わることも「共食」と捉えて推進していきます。

### \*9 環境に配慮した農林水産物・食品

農薬や化学肥料に頼らず生産された有機農産物や、過剰包装でなくごみが少ない商品など、環境への負荷をなるべく低減した農林水産物・食品のことです。

出典:長岡市「食育に関するアンケート調査(令和4年8月実施)」

### \*10 地産地消

地元で生産された農林水産物を、その生産された地域内で積極的に消費する取組のことをいいます。

長岡市では、守門岳から日本海まで広がる豊かな自然のなかで、魅力的な農畜水産物 (長岡産食材)が数多く生産されています。

地産地消の推進により、消費者・商工業者・生産者が連携することで、長岡市の新たな名物や特産品が創出され、地域経済の発展への寄与が期待されており、市民の皆さまから 長岡産食材への興味関心や理解を深めてもらうことで、食生活の充実と持続可能な農業 の実現を図っています。

また、市内小中学校の学校給食では、地場の野菜を使いやすくするために流通体制の整備に取り組んでいます。

## 各分野ごとの関連事業

## <家庭での推進>

取り組むべき施策	主な取組	食育推進事業
(1)こどもの基本的な生活習慣の形成	<ul><li>○早寝・早起き・朝ごはんの生活リズムの向上と実践の普及 啓発</li><li>○妊産婦や乳幼児のいる家庭に向けた食生活支援の実施</li><li>○生活リズムが乱れやすい環境にある中高生以上に向けた、基本的な生活習慣づくりの普及啓発</li></ul>	○母子手帳交付時の生活指導(子ども・子育て課) ○赤ちゃん相談、1.6 歳・3 歳児健診時の栄養相談と情報提供(子 ども・子育て課) ○子育て支援地区活動(母子保健推進員協議会) ○児童館食育プログラム(健康増進課) ○食育リーフレットの作成・配布(健康増進課) ○食育総合講座「みんなの食育塾(高校生コース)」(健康増進 課) ○食育だより・給食だより(保育課・各保育園、学務課・各小中学 校)
(2)望ましい食習慣や知識の習得	○気軽に参加しやすい料理教室や体験活動等による、食に関する 正しい知識や選択力、調理技術を習得する機会の提供 ○ホームページや地域活動を活用した、保護者に対する食育の重 要性や適切な栄養管理に関する知識の啓発	○子育て支援あぐりんこ内での食育調理実習(JAえちご中越さんとう地域) ○子育て世代の親子を対象にした郷土食の伝承会(JAえちご中越さんとう地域) ○小学校での食育出前教室(JAえちご中越さんとう地域) ○児童館食育プログラム(健康増進課)【再掲】 ○食育総合講座「みんなの食育塾(親子コース)」(健康増進課)
(3)こどもの育成支援における 共食等の食育推進	<ul><li>○共食の場を利用した食に対する知識や感謝の心の育成</li><li>○料理教室やイベント等による食に関する家庭での仕事や役割へ関心を持つことができる機会の提供</li><li>○家族が食卓を囲んで共に食事をとる機会や、食に関する学習や体験活動をすることでのコミュニケーションの重要性の再認識</li></ul>	○こども食堂への運営支援(子ども・子育て課) ○児童館食育プログラム(健康増進課)【再掲】 ○食育だより・給食だより(保育課・各保育園、学務課・各小中学校)【再掲】 ○食育授業・食生活調査(学務課・各小中学校)【再掲】

# く学校、保育園等での推進>

取り組むべき施策	主な取組	食育推進事業
(1)学校、保育園等での組織的、計画的な食育の推進	○学校における食育の組織的・計画的な推進 ○保育園等における食に関わる保育環境の整備 ○学校・保育園等の食育指導に関わる計画の作成・活用・共有 ○教育従事者や保護者を対象とした食に関する講演会の開催	<ul><li>○食育指導計画(保育課·各保育園、学務課・各小中学校)</li><li>○食育講演会(学務課・各小中学校)</li><li>○保育園・幼稚園・こども園食育事業【保育従事者研修会】(健康増進課)</li></ul>
(2)給食場面等を活用した食育の推進	○給食だよりの発行や給食試食会の開催等による家庭や地域と連携した取組 携した取組 ○地域の食材や郷土料理を使用した給食の実施 ○食事のマナーや衛生管理の知識の習得 ○こどもたちと生産者や食の関係者との交流による食への関心拡 大と感謝の心の育成	○給食試食会(保育課·各保育園、学務課·各小中学校) ○給食だより・食育だより(保育課·各保育園、学務課・各小中学校)[再掲] ○給食での行事食の実施(保育課·各保育園、学務課・各小中学校) ○栄養教諭等による健康教育・指導(保育課・各保育園、学務課・各小中学校) ○保育園・幼稚園・こども園食育事業[食育講座](健康増進課・保育課)
(3)食育を通じた健康状態の改善等の推進	〇肥満や過度の痩身が心身の健康に及ぼす影響についての知識の普及と個別の相談等の実施	<ul><li>○栄養教諭等による健康教育・指導(保育課・各保育園、学務課・各小中学校) [再掲]</li><li>○保育園・幼稚園・こども園食育事業 [食育講座] (健康増進課・保育課) [再掲]</li></ul>

## <地域での推進>

取り組むべき施策	主な取組	食育推進事業
(1) 市民の健康づくりの ための食育活動	○食生活改善推進委員等と連携し地域の健康状態の改善とその 支援 ○健康診断結果に応じた栄養や運動指導の充実 ○健康教室等による生活習慣病予防及び重症化予防の観点からの 食育の普及啓発 ○生活習慣病に関する知識の普及や実践力の養成 ○歯科的特徴に応じた支援や口腔内の健康保持、よく噛んで食べる 習慣の啓発	○多世代健康料理教室(長岡市食生活改善推進委員協議会) ○働く世代への啓発事業(長岡市食生活改善推進委員協議会) ○食育総合講座「みんなの食育塾(生活習慣改善コース)」(健康増進課) ○ながおか減塩うまみランチ商品化(健康増進課・学務課) ○健康増進活動(JAえちご中越 越後ながおか地域) ○減塩食・乳和食教室(JAえちご中越 さんとう地域) ○減塩食・乳和食教室(JAえちご中越 でんとう地域) ○すこやかともしびまつりブース参加(栄養土会長岡支部) ○有こやかともしびまつりブース参加(栄養土会長岡支部) ○有こやかともしびまつりブース参加(栄養土会長岡支部) ○有これの経済を知るつどいでの啓発活動(栄養土会長岡支部) ○日然に健康な食事ができる環境づくり事業(県)
(2)高齢者・男性に対する食育の啓発	<ul><li>○高齢者へのふれあい食事サービスを活用したパランスの良い食事の提供</li><li>○高齢者の低栄養や生活習慣病予防のための指導</li><li>○高齢者や男性を対象とした料理教室の開催等、食への関心を高め健全な食生活の実践ができる機会の提供</li></ul>	○コミュニティセンターにおける高齢者・男性に対する食育の取組 (各コミュニティセンター) ○ふれあい型食事サービス事業(社会福祉協議会・長岡市食事サービス連絡協議会) ○長岡地域 地域高齢者等の「食」をサポートする体制整事業 (県)
(3)関係団体等との連携・協働体制の確立	○関係者同士のネットワークを構築し総合的・効果的な食育の推進 ができるような連携の強化 ○地域における共食の場づくりとそれに伴う理解と適切な認識を深 めるための情報提供及び支援	○食育推進会議・食育推進連絡会議の開催(健康増進課) ○第 4 次長岡市食育推進計画進捗状況管理(健康増進課) ○ながおか減塩うまみランチ商品化(健康増進課・学務課)[再掲]
<ul><li>(4)食に関わるボランティア活動等民間の取組への支援</li></ul>	〇活発な食育推進活動を図るため食に関するボランティアの増加や活動の支援及び環境づくり	○食生活改善推進委員養成教室の開催(健康増進課) ○食生活改善推進委員活動支援(健康増進課) ○こども食堂への農産物の無償提供(JAえちご中越 さんとう地域) 域) ○ふれあい型食事サービス事業(社会福祉協議会・長岡市食事 サービス連絡協議会)[再掲]

<地域での推進>

取り組むべき施策	主な取組	食育推進事業
(5)食育に関する情報発信・普及啓発	<ul><li>○長岡市食育推進計画の作成・周知による市民への理解の促進</li><li>○市の広報誌やマスメディア等を利用した情報発信</li><li>○食に関する関係団体と連携した「食育月間」「食育の日」の普及</li><li>○食に関するイベントや講座、講演会の開催等への参加による食に対する意識の向上</li></ul>	○食育月間・食育の日PRイベント(健康増進課) ○食育講演会(健康増進課) ○食事サービス利用者への情報提供(食育だよりの発行)(健康増進課) ○農業新聞、JA広報誌での情報発信(JAえちご中越 さんとう地域)
(6)若い世代に関わる食育の推進	<ul><li>○適正体重に関する正しい知識の向上</li><li>○健康づくりに取り組む企業への支援</li><li>○企業と連携し食事バランスなどに配慮した食事の普及と健全な食生活を実践しやすい食環境づくり</li></ul>	○働く世代への啓発事業(長岡市食生活改善推進委員協議会) [再掲] ○食育総合講座「みんなの食育塾(生活習慣改善コース)」(健 康増進課)[再掲] ○食育総合講座「みんなの食育塾(高校生コース)」(健康増進 課)[再掲] ○ながおか減塩うまみランチ商品化(健康増進課・学務課)[再 掲]

# <環境に配慮した食の循環の推進>

取り組むべき施策	主な取組	食育推進事業
(1)農林漁業体験活動の促進	○体験活動ができる環境整備と利用促進 ○食への関心と理解を深めるための体験活動の開催と情報提供	○親子で食農まるごと体験教室(農水産政策課) ○田植えまつり(農水産政策課) ○農業ふれあいまつり(農水産政策課) ○芋農園/じゃが芋、肴豆栽培収穫体験(JAえちご中越 越後ながおか地域) ○農業、農村体験(JAえちご中越 越後ながおか地域) ○学校教育田(JAえちご中越 越後ながおか地域) ○野菜栽培指導(JAえちご中越 越後ながおか地域)
(2)農林漁業に関する理解の 促進	○食に関するイベントや直売所を利用した生産者と消費者の交流 の促進 ○リーフレット等での啓発	○長岡産食材を使用した給食の実施(農水産政策課・保育課・各保育園、学務課・各小中学校) ○学校給食への長岡産(地場産)米提供・地元野菜の提供(JAえちご中越 越後ながおか地域) ○ながおか農業まつり(JAえちご中越 越後ながおか地域) ○職場体験(JAえちご中越 越後ながおか地域) ○配場体験(JAえちご中越 越後ながおか地域) か地域)
(3)地産地消の促進	<ul> <li>○地域の食材への理解と関心を持たせるため、保育園等や学校 給食への地域の食材の使用拡大や、郷土への関心を高めるた めの生産者との交流促進 ○直売所等での地域の食材の情報提供による購入しやすい環境 づくり ○子育ての駅等での普及活動 ○比産地消推進店の利用促進事業の実施</li> </ul>	○給食試食会(保育課·各保育園、学務課·各小中学校) [再 掲] ○長岡産食材を使用した給食の実施(農水産政策課・保育課・ 各保育園、学務課·各小中学校) [再掲] ○学校給食への長岡産(地場産)米提供・地元野菜の提供(JA えちご中越 越後ながおか地域) [再掲]

<環境に配慮した食の循環の推進>

取り組むべき施策	主な取組	食育推進事業
	日本十十八日 多 本 十 古 里 本 5 《七》 十 本 古 十 - 7 以及《新聞》	○環境に配慮した農法で作られた米のブランド化(農水産政策
	○境境と調和した王庫カ法(作られた農林水産食品に対する埋	誤)
(4)環境と調和のとれた持続可	解と関心の増進のための普及啓発	〇小、中学生を対象として環境をテーマにエコロジー標語の募
能な食に関する普及啓発	○食品ロス削減に向けた教育及び関係団体と連携した普及啓発	集(環境業務課·環境政策課)
	や環境教育を実施	〇小学生を対象とした地球温暖化対策講座で食品ロス削減に
		つながる環境教育(環境業務課・環境政策課)

# <「ながおかの食」の継承>

取り組むべき施策	主な取組	食育推進事業
(1) ボランティア活動等に おける取組	○食文化を次世代に継承する担い手の育成 ○料理教室やレシピ集の作成・配布による地域の食文化の継承 ○地域の食材に関する知識や調理方法の普及 ○地域において気軽にコミュニケーションを図れる環境づくり	○食育リーフレットの作成・配布(健康増進課) [再掲] ○食生活改善推進委員地区活動(長岡市食生活改善推進委 員協議会) ○食生活改善推進委員養成教室の開催(健康増進課) [再掲]
(2) 学校、保育園等給食での郷土料理等の積極的な導入	<ul><li>○地域の食文化への理解と関心を持たせるため、保育園等や学校給食への地域の食材や郷土料理の使用拡大</li><li>○学校、保育園等の活動の中における地域の食についての教育拡大</li></ul>	○給食での行事食の実施(保育課·各保育園、学務課·各小中学校)[再掲] ○長岡産食材を使用した給食の実施(農水産政策課·保育課·各保育園、学務課·各小中学校)[再掲] ○学校給食への長岡産(地場産)米提供・地元野菜の提供(JAえちご中越 越後ながおか地域)[再掲] ○子育で世代の親子を対象にした郷土食の伝承会(JAえちご中越 さんとう地域)[再掲]
(3) 地域の食文化の次世代への継承	<ul><li>○和食文化や食事のマナー、作法等まで幅広く学び、継承していく機会の提供</li><li>○行事食の再認識と情報提供の充実</li></ul>	○食育総合講座「みんなの食育塾 (伝承コース)」(健康増進課) 課) ○給食での行事食の実施 (保育課・各保育園、学務課・各小中学校) [再掲]

### 第4次長岡市食育推進計画

令和6年3月

発 行:長岡市

編 集:長岡市 福祉保健部 健康増進課

〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目 | 番 | 号

電 話 0258 (39) 7508

FAX 0258 (39) 5222

E-mail kenkou@city.nagaoka.lg.jp